

女子人身売買問題と東・西ユダヤ女性

——一九・二十世紀轉換期における「性」・「人種」・「階級」——

田村雲供

はじめに

- 一、ユダヤ人福祉活動の伝統とB・パッペンハイム
- 二、ロシア・ポグロムによる移動とガリツィア・ユダヤ人
- 三、ガリツィア・ユダヤ人の実態と女性
- 四、売春闘争と女子人身売買問題
- 五、「ユダヤ女性連合 JFB」と女子人身売買闘争
 - (1) ユダヤ女性連合
 - (2) 女子人身売買問題とB・パッペンハイム
 - (3) ノイ・イーゼンブルクホーム
 - (4) ユダヤ婚姻法の問題点
- 六、女子人身売買闘争とユダヤ人国際会議
むすびにかえて

はじめに

ドイツ女性運動の推進母体であった「ドイツ女性団体連合 Bund Deutscher Frauenvereine BDF」(以下BDFとする)は、一八九四年の結成時に三四の下部組織を擁していたが、二〇年後には四六団体となり、あらゆる分野の

女性五〇万人を数える大きな女性組織となる。この諸団体の中に三万人以上の会員をもつ大組織がいくつかあり、その一つにB・パッペンハイム⁽¹⁾を委員長とする「ユダヤ女性連合 Jüdischer Frauenbund [JFB]」(以下JFBとする)がある。

「JFB」はドイツ各地の各種ユダヤ女性フェアアインを統括する上部組織であり、一九〇四年の設立時に三〇歳以上のユダヤ女性の約二〇—二五%を組織していた。これは非ユダヤ女性の組織率を四倍も上回っている。しかもカトリックやプロテスタントの女性組織とは異なり、女性の社会的立場の改善を主張し、ユダヤ人ゲマインデ内の女性の発言権を求めて選挙権要求運動を展開するなど、フェミニズムの目標を明確に掲げて活動した唯一の宗教的女性組織である。しかし、こうしたユダヤ女性の活動と歴史的経験は、ドイツ史は言うにおよばずドイツ女性史からも、またユダヤ人問題を扱った諸研究からも、さらにはユダヤ史からも窺い知ることができない。

ドイツ、東欧を問わずユダヤ女性はユダヤ人ゆえに定住国社会とその国の女性から差別され、女性ゆえにユダヤ人社会で等閑視され、三重の疎外を生きなければならなかった。したがって疎外され周縁に生きたユダヤ女性は、時代の変化にともなう苛酷な直接性にいち早くさらされることになる。一九世後半から二〇世紀初頭にかけて世界的な規模で社会問題となった「売春」と「女子人身売買」に、多くの東欧ユダヤ女性がまき込まれていた。またナツィ時代ドイツおよびオーストリアから撲滅収容所に送られたユダヤ人のうち約三分の二は女性であり、そのほとんどが年老的な女性や独身女性であった⁽²⁾という事実はあまり知られていない。しかもこれらは、人種主義がセクシズム(性差別)と結合して現象することを如実に示している。

幾重もの疎外の中で、ユダヤ教の伝統にもとづく女性の絶対的な従属を強いられた東欧諸国のユダヤ女性と、近代市民社会の女性規範の強制という軛のもとにあったドイツやオーストリアのユダヤ女性とは、その社会的経済的立場

を異にしながらも共通の反ユダヤ主義の脅威のもとにおかれていた。しかしとくに東欧ゲットーに住むユダヤ女性は、国家をもたないユダヤ人の生活の中心であった「家」と「シナゴーク」の支配者である夫とラビに服従し、家族に仕え家族に至福をもたらすためにのみ存在するのだとみなされていた。

アイザック・シンガーの姉であるE・クライトマン Esther Kreitmann (一八九一—一九五四)の自伝的物語「デボラ Deborah」⁽⁴⁾は、ゲットー内の女性の立場と意識を描いた最初で唯一のものである。この物語に次のような件^{くだり}がある。

ポーランドのユダヤ人ゲットーでラビを父にもつ一四歳の少女デボラが、タルムード学者になるよう期待された弟の輝かしい将来について語られているのを聞き、ある日半ば冗談に半ばまじめに、自分は将来何になるのかとたずねた。これに対し父親は、「何になる? 当然、何にもならない!」⁽⁵⁾と答えた。

さらに、従来のユダヤ人問題についての言説においても、女性は一切対象外であった。そしてユダヤ人問題はもっぱら、「人種論」となった近代的反ユダヤ主義がどのようにして形成され展開したかについての経済、社会、文化面からの研究を中心をなしてきた。東欧ユダヤ人が取り上げられる場合も、この脈絡の中にあつた。あるいはまた、東のユダヤ人についての論述は、西欧とくにドイツに住む西の同化ユダヤ人との文化的差異と特徴の対比という形でなされた。すなわち、普遍的理性にもとづく知識人の業績や、金融ユダヤ人の成功に代表される都市型ユダヤ人と、I・シンガーやJ・ロートの描く貧しい東方ユダヤ人が、持たざるがゆえに道徳的精神の高みを維持し固有な人間関係を築き、独自のイディッシュ文化をうみ、ハスイディズムをうんだ農村型ユダヤ人とに分け、同化と異化として対照的に論議された。しかし、こうした対照構図からも集団としての女性は見えてこない。さらに新しくは、社会史的視角からユダヤ人を叙述した研究⁽⁶⁾も出たが、M・カプランの著書⁽⁷⁾を除いて、ユダヤ女性と社会的立場および意識と行動

についての言及は見られない。

こうして歴史的言説の対象となることのなかったユダヤ女性であるが、売春・人身売買をめぐる歴史的現実の中では主役を演じ、女性特有の根本的な問題を提起していた。人身売買の対象となった女性、売春婦となった女性をも含めて大衆としてのユダヤ女性を歴史・文化の底辺から浮上させ言説の対象とするには、「性」および「階級」の視点と、「人種」の視点を投入した歴史叙述が必要である。すなわち女性は、歴史的に性と階級と人種により規定された存在である。これら三つの概念は互いに不可分の要素を持つ、つまり相互に相手を入れ持っている。したがって性別は人種論と緊密に結びつき、また人種論は性差別から決して自由ではなく、しかも共に階級性を入れ子構造として持っている。

本稿はユダヤ女性に焦点を据え、ユダヤ人を取りまく環境とユダヤ人社会内部の問題を射程に入れながら女子人身売買闘争の展開を追い、性と人種と階級がユダヤ女性をどのような歴史的存在としたのかをみる。これは同時に、近代人種論の歴史的研究に「性」という新たなパースペクティブを提示し、またフェミニズム研究のあり方に「人種」の側面からの問題提起を意図している。

一、ユダヤ人福祉活動の伝統とB・パッペンハイム

ユダヤ人社会には、古代ヘブライにまでさかのぼる長い福祉活動の伝統がある。これは宗教的な伝統であると同時に、苛酷な状況のもとで生きるユダヤ人の現実的な自己保存に結びついた活動でもあった。ゲットー共同体では互助活動がゆきわたり、伝染病や疾病を防ぐのに役立った。また外部の貧困者、旅人、遍歴学生あるいは孤児や寡婦などに施す慈善は高い榮譽とされていた。こうした慈善活動には、共同体の公的活動への参加が認められていなかった女

性にも認められていた。というよりむしろ女性が主役であった。したがって福祉関係の女性フェアイン（団体）の数は非常に多かった。その活動内容には、貧しいユダヤ少女の養育、一般教育、職業教育を目的とした団体や、貧しい産婦の世話をする団体、さらには臨終に立ち合い遺体を清め、埋葬の準備をする団体などさまざまである。また、一八六六年の対オーストリア戦や、一八七〇年の対フランス戦には義捐金を集め、援助物資を送り、負傷者の看護や世話をしプロイセン軍に助力したユダヤ女性フェアインもある。なおカッセルの貧者、病人の世話をする女性団体の歴史は長く、一九一一年に成立百年を祝っている。⁽⁶⁾

一九世紀半ばには、新たに慈善的社会活動にたずさわる多くのユダヤ女性グループができる。この時期は、ゲマインドの紐帯も弱くなり、社会的精神的支えを失う一方で、産業革命の急調化と都市化現象はドイツ人だけではなくユダヤ人の生活形態をも大きく変え、社会問題が続出する。女性グループの活動の中心も社会道德面から問題となった少女や非婚の母子の世話に移ってゆく。母子ホームや、大都市に出てきた女性が職につくまで安全にすごせる寮を設け、また若い女性が経済的に自立できるための職業教育を財政的に援助し、職場の斡旋もした。これら諸施設での活動はドイツ人組織の活動と連携し、相互援助のもとでおこなわれていた。

多様な女性フェアインの中で最も大きな組織は超地域的な「ブナイ・ブリス姉妹連盟 B'nai Brith Schwestern-Verbande」である。この組織は「ブナイ・ブリス兄弟連盟」の指導下に一八九七年設立され、ユダヤ文化の発展に尽力すること、ソーシャル・ワーク Sozialarbeit をおこなうことを目的としていた。その主な活動は兄弟連盟が出した文化プログラムを援助し、福祉活動を支援することである。したがって女性独自の権利を求める運動とは無関係であった。そもそも「ブナイ・ブリス」自体が「フリーメイソン」を範とした排他的な組織であり、この姉妹連盟にも入会資格があり、夫が兄弟連盟に属している妻だけに入会が認められた。したがって非婚の女性や高額収入のない夫

をもつ妻は入会できなかった。ただB・パッペンハイムに対してだけは例外が適用され、独身である彼女に「ブナイ・ブリス姉妹連盟」の委員長を引き受けるように、との要請があった。しかしパッペンハイムは、この女性組織を男性組織の補助機関とみなしていたこと、さらには女性組織の指導者を男性が一方的に決めるといふやり方に反発していたことから、この要請を拒否した。しかしこの組織との協力関係は維持しつつ、パッペンハイムは独自の活動をすすめていた。

一八八八年ヴァインから母親の郷里フランクフルト・アム・マインに移り住んだB・パッペンハイムは、この年からユダヤ人ゲマインデで、ボグロムやさまざまの迫害にあつて東欧から逃れてきた大勢の難民を助けるため、スープ給食施設で働き、さらに日曜日毎にこの同じ施設で女性に織いの技術を教えた。これは後に無料の「織い教習フェアアイン」となり発展する。また一八九五年には「ユダヤ少女孤児院」の院長となり、六一一八歳までの少女三〇人を指導する立場に立つ。その際パッペンハイムは少女たちを従来のような養護施設ではなく、家庭の役割を果たすようなホーム形式で養育する新しい形態を導入しようとした。しかし、この孤児院は男爵ロートシルトの妻によって一八四七年に設立されたが、フランクフルト市の救貧局の管轄下におかれている公立孤児院であつたため、給食のあり方、被後見人や後見権、また私生児や非婚の母親の権利などにかんするさまざまな法規に規制され、彼女の理想は実現できなかった。¹⁰⁾ こうした現実と直面したパッペンハイムは、ソーシャル・ワークに必要なものは「思いやり」や「愛」や単なる「経験」だけではなく、個々の法的知識がいかに重要であるかを認識した。それと同時に法律が女性に対しては正當に適用されず、歪曲されているという事実も認識した。こうして女性の権利が剝奪されている事実を目のあたりにしたパッペンハイムは、女性の意識を目覚めさせるための文学的啓蒙活動をさかんにおこなうようになる。¹¹⁾

フランクフルト市の救貧局での活動を通して、多くのユダヤ人の非婚の母や私生児が市の救貧施設で保護をうけ、しかもその数はたえず増加している事実を知ったパッペンハイムは、この事態を改善するためにゲマインデ内で福祉活動に参加していた女性を集め、既存の「イスラエル救済フェアイン」の一部門として一九〇一年に「女性保護部門」を設けた。この部門はパッペンハイムの指導のもとに、中立的で公益的な活動を効果的に重ね、模範的な「女性フェアイン」に発展する。この組織には子供保護委員会、「子供の家」委員会、職業指導・紹介委員会、下宿紹介委員会、監獄・病院援助委員会、女子人身売買反対闘争委員会、ガリツィア社会奉仕委員会が設けられ、各分野でユダヤ女性が活動した。一九〇二年には「少女フェアイン」もできた。パッペンハイムはこれらの組織をたえず拡大してゆき、後に成立する「JFB」の中核組織とする。

さらにこれらの活動の中で、西へのがれてきた東欧ユダヤ女性は男女の生活条件の違いと矛盾の中で生きてきたことが明らかになった。東欧のユダヤ女性は、男性への絶対的従属を美德とした男女の二重道德のもとで、教育も、職業訓練も受けることなくドイツに難をのがれ、まずは行商人やウエイトレス、女中や踊り子などになって生存への道を見出し、ついで警察に登録した職業売春婦、公娼になるか、あるいは売春宿の常住者となるケースが多く、東方ユダヤ女性の間に浸透している売春の事実が判明した。道徳的頹廢に先だって、すでに生存条件の侵蝕があったことは明らかである。

ここです、東欧ユダヤ人の西への移住状況をみておこう。

二、ロシア・ポグロムによる移動とガリツィア・ユダヤ人

一九世紀の八〇年代初頭、ドイツ帝国より東に住むユダヤ人は五六二万一〇〇〇人を数えた。三九八万人がロシア

に、七五万四〇〇〇人がガリツィアとプコヴィナに、六八万七〇〇〇人がハンガリーに、二〇万人がルーマニアに住んでいた。⁽¹³⁾しかし一八八一年に、ロシア皇帝アレクサンダー二世が暗殺されたのを契機に、深刻なポグロムの波が広がった。新しく皇帝となったアレクサンダー三世はこの暗殺事件を、ユダヤ人の生活空間を制限し、その居住地をロシアの一定地域でのみ許可する法律を制定する口実として利用した。これを機に、集団逃亡者が国境を越えオーストリアやドイツへとのがれた。またこれは、アメリカ合衆国へのユダヤ人の集団移住の始まりでもあった。⁽¹⁴⁾

ポグロムで追われたユダヤ人は、最終的にはアメリカ合衆国への移住を望んだが、病氣や資金不足、またもろもろの偶発的な出来事のため、中継国での短期あるいは長期の逗留を余儀なくされることも多々あった。したがってドイツでも滞在に関する警察規定の煩雑さにもかかわらず、多数が長期にわたって住みつくこととなる。この事態に対し、ドイツ・ユダヤ人ゲマインデと移住者を保護するために組織された「ドイツ・ユダヤ人救助フェアイン」とは、ドイツに逗留している難民と移住者ができるだけ早急に他国に移動させるために尽力した。これはドイツだけに限らず、どの国でも、またいつの時代にも、その土地の定住ユダヤ人は新たなユダヤ人の流入を望まなかった。唯一の例外はパレスチナのユダヤ人だけである。⁽¹⁵⁾また、ポグロム難民問題でわきたっていた一八八一—八二二年に、ロシアに接した国境の町ブローディに約二万人の逃難民が集結した。これらの無学で何の技術も身につけていないユダヤ人をどの国へ送り出すかについて、アメリカ合衆国とヨーロッパ主要都市のユダヤ人救助組織の間で互いに受け入れを拒むはげしいやり取りがあった。ロシアでのポグロムとナチスのユダヤ人追放の始まりとの間の五〇年、各国救助委員会のこの拒否の姿勢にはほとんど何らの変化もみられなかった。⁽¹⁶⁾ここに根本的なユダヤ人問題、すなわち人種問題がある。

ポグロムによる難民だけではなく、ポグロムを契機にさらに多くのユダヤ人若者が定住地での窮状からのがれよう

と移住しはじめた。ガリツィアの若者も貧困からのがれ、他国でのよりよい生活と就業の見通しを求めて移住の波に乗った。彼らは普・仏戦争後のドイツの活況におびきよせられ、さらにユダヤ人の解放⁽¹⁶⁾やドイツ・ユダヤ人の裕福な暮らしむきのニュースにあこがれ、ドイツの国境を踏むのであった。そしてまず大都市に向った。警察での手続きは煩雑であったが、ガリツィア・ユダヤ人はドイツの同盟国オーストリア・ハンガリー帝国の市民であったので、ドイツでの滞在許可をロシア・ユダヤ人より容易に手に入れることができた。⁽¹⁷⁾

ガリツィアでの困窮と、ロシアでのポグロムや迫害からのがれドイツへ移動してきたユダヤ人は、プロイセン警察の厳しい措置でもってしてもその数は減少せず、むしろ徐々に増加した。ドイツ帝国へ流入してきた外国ユダヤ人の数の推移をみると、一八八〇年は一万五〇〇〇人が外国からの流入ユダヤ人であり、これはドイツ帝国の全ユダヤ人口の二・七%を占めている。一八九〇年には二万二〇〇〇人となり三・九%を、一九〇〇年には四万一一三人で七・〇%を、一九一〇年には七万八七四人で一・八%を占めている。さらに具体的にみると、一九〇〇年に外国から移住してきたユダヤ人四万一一三人のうち、ほぼ半数の二万人以上がガリツィア出身者であるのに対し、ロシア出身者は一万三〇〇〇人である。また一九一〇年のガリツィア出身者は四万七〇〇〇人で六〇%以上を占めているが、ロシア出身者は二万一〇〇〇人で約三七%を占めるにすぎない。⁽¹⁸⁾ロシアでのポグロムが引金となった移住であったが、ドイツへの流入は、圧倒的多数がオーストリア・ハンガリー帝国のガリツィアから移住してきたユダヤ人であった。

一方、このガリツィア・ユダヤ女性の間売春目的の人身売買が蔓延していた。その事実について、一八九七年に「ブナイ・ブリス」ハンブルク支部で報告され、これに取りくむ委員会「女子人身売買闘争ユダヤ人委員会」が設けられた。これは、すでに一八八五年にロンドンで、東欧ユダヤ女性と女子人身売買問題に対処するために結成された

「女性および児童保護ユダヤ人連合」との緊密な連携のもとで成立したのであるが、ドイツ・ユダヤ人の組織的取り組みは遅れていた。すでにドイツの売春宿には、ロシア、ガリツィア、ルーマニア、ポーランド、そしてハンガリーからのユダヤ女性が多くいた⁽¹⁹⁾。また、多くのユダヤ女性がブレーメン、ハンブルク、アントワープに集められ、船でリオ・デ・ジャネイロ、モンテヴィデオ、そしてとくにブエノス・アイレスへと運ばれ、さらには南アフリカのヨハネスブルク、近東のアレキサンドリア、カイロ、ポートサイドへと送られていた⁽²⁰⁾。ブエノスアイレスでは、公認売春宿四二軒のうち三九軒がロシア・ユダヤ人の所有であり、これらの公娼家にいる少女の九〇%がガリツィア出身のユダヤ人であった⁽²¹⁾。さらに一八九九年の報告によると、オリエント向け輸出来と看板をあげたユダヤ人仲介業者が、五人の少女をコンスタンティノーブルに輸送しようとして逮捕された⁽²²⁾。こうしたユダヤ人関与についての記述が「女子人身売買闘争ドイツ委員会」の報告書に目立つ⁽²³⁾。

こうした事態に対するユダヤ人側の活動状況と、その問題点を、ユダヤ人委員会ベルリン支部の代表マレツキ博士は、一九〇三年一〇月に女子人身売買闘争ドイツ国民会議に出席し報告した。

報告は主にユダヤ人の組織的取りくみについてである。まず活動領域をガリツィアに限定し、ロシアやルーマニアには政治的理由から介入できないことを述べている。しかしワルシャワとプレスラウにはユダヤ人委員会が結成されたこと、さらにガリツィアのレムベルクにも委員会が設けられたことを大きな成果としてあげている。こうした各地域での組織化の進行と並んで、既存のユダヤ人組織との協力関係がうまれた。すなわち、「ドイツブナイ・プリス」をはじめ、「ユダヤ人救助フェアイン」、「オーストリア ブナイ・プリス」、「ドイツ・ラビ連合」、「ユダヤ植民協会」、「イスラエル人連合」、「オーストリア・ユニオン」そして多数のガリツィアのラビたちの支援を得ることができるようになった。あらゆる階層のユダヤ人に支持され、より効果的な啓蒙運動を展開することができたと述べてい

る。数年にわたる活動を通して、ガリツィアの売春および女子人身売買の原因は、止むことを知らない経済的惨状の進行とガリツィア・ユダヤ人の根深い文化的後進性であり、この物質的・精神的貧困が、人身売買業者の温床となっている、と結論づけている。⁽²⁴⁾そこで、ガリツィアの経済的、文化的問題点を調査し、改善のための方策を得るため、B・パッペンハイムと経済学博士S・ラビノヴィッチがガリツィアに派遣された。二人の女性の報告からガリツィア・ユダヤ人の実態をみよう。

三、ガリツィア・ユダヤ人の実態と女性

ガリツィアの全就業人口の八三・一二%が農業に従事していた。したがってガリツィアは農業国である。しかもガリツィアでは一八四〇年来、ユダヤ人に対しても土地買付権を認め、ユダヤ人が農業者となる道を開いていた。しかしガリツィアのユダヤ人が土地を買い入れる権利を手にした時点で、全耕地はすでにガリツィア農民の所有となっていた。したがってユダヤ人がガリツィアで農業を営むには、時おり出る売物の土地を入手しなければならぬ。それにはまず資本が、そして農業知識と肉体労働の習慣が必要である。これらのいずれをも持たなかった貧しい一般のユダヤ人が農業に転職するには、外部からの援助がないかぎり不可能である。ただ、資本を持ったユダヤ人のみが投機的に土地を買付け、大土地所有者になつていた。⁽²⁵⁾

人口ではガリツィア全人口の一〇・六六%を占めていたユダヤ人であるが、農業人口に占める位置は全職種の中で最後尾であり、少数者にすぎなかった。このユダヤ人農民は、二・五ないし三ヘクタールの土地を全く初歩的な農業方法で、しかも家族全員で耕作している小農である。農業経営の規模が小さく、農作物の収穫だけで家族が生計を立ててゆくのはほとんど不可能である。したがって副業が必要であり、それは家内工業的な仕事をするか、都会に出て

仕事をさがすか、あるいは農業的副業として園芸、酪農、果樹栽培、家畜・家禽の飼育などが考えられる。しかし農業的副業には基本的な知識が必要であり、何らかの形の学校が求められた。民衆学校、あるいはこれに接合した成人向け夜間学校などで基礎知識を得るのが理想的であるが、ガリツィアのユダヤ人には唯一「男爵ヒルシュ学校」⁽²⁷⁾があるのみで、他の施設はなかった。

一方、ガリツィアのユダヤ人が農業で生計を立て、土地に定着して生活するためのユダヤ人の努力は続けられていた。すなわち、ユダヤ人博愛主義者たち Phlenthropen は、ユダヤ土地買付協同組合と農民銀行を設立し、抵当権の設定されている大農経営者や中農経営者の土地を買い取る計画を立てた。その準備業務には「ユダヤ植民協会 Jewish Colonization Association JCA」(以下JCAとする)が当たった。JCAは一九〇〇年にコロメアの近くに土地を買い、そこにユダヤ農業学校を建て、一四―一六歳までの若者二五人が学んでいた。この学校の試みは、健康で知性的で、しかも勤労意欲と能力のある農民の育成を目ざしていた。これにひき続いてJCAが、この学校の卒業生のために土地を買い入れ、二〇―二五ヘクタール分け与えるなら、農業経営に従事する健康なユダヤ農民人口を形成することができるはずであるが、事態はそこまで運んでいない。⁽²⁸⁾

以上ガリツィア・ユダヤ人と農業にかんする実状と提案をみてきたが、ユダヤ人と農業についての議論はすでに一五世紀初頭からあり、一八世紀末より再びユダヤ人職種再編問題として論議されるようになった。⁽²⁹⁾ S・ラビノヴィッチの定住農業に希望をつなぐ見解もこの脈絡の中にあると思われるが、その間の歴史が提起した問題点については全く言及されていない。

つぎに都市部に目を向けると、都市に住むユダヤ人の大部分は商業に従事している。しかも、そのほとんどが小商人であり、問題の多い貸付金制度のため順調な商業を営んでいない。とくに複雑な形態をとっているユダヤ人の高利

貸付制度は、同じくユダヤ人の小規模な商業に忍び込んで、最終的には全面的に高利に依存する商業経営とし破綻へと導いた。この悪質なシステムから商人を救うため「JCA」が貸付金庫を設け、安い金利でユダヤ人小商人に貸し付けた。しかし一九〇三年のJCAの報告によると、この金庫はガリツィア全土に六庫あるのみで、まだ充分に効果的な機能を果たしていない⁽⁸⁰⁾。

さらに都市では工業や手工業の小企業で働くユダヤ人も多く、彼らの労働条件は経営者のユダヤ人に対する態度で左右されることも多かった。経営者のユダヤ人がキリスト教に改宗した後、ユダヤ人労働者を解雇した製紙工場の例もある。一般にユダヤ人労働者の労働条件は悪く、ブローディの陶磁器絵付工場やコロメアのローソク工場では、たとえ博愛的企業を導入しても改善は望めないほど劣悪な条件下でユダヤ人は働いていた⁽⁸¹⁾。労働環境の悪さ、長時間労働、安い賃金といった悪条件は、女子就業の場ではよりきびしかった。

ユダヤ女性に就業の場を提供する目的でJCAが設立した企業にも多くの問題があった。とくにコロメアの靴下製造メリヤス編物工場では、女子労働者は極度に搾取されていた。また同じく女子就業の拡大を目ざした博愛主義者の団体「ヴィーン援助フェアアイン」が、一九〇〇年にガリツィアに導入したヘアネット製造工場の状況も、コロメアのメリヤス編物工場のそれと変りはなかった。このフェアアインの一九〇二年の報告によると、ヘアネット製造工場には二〇〇人以上のユダヤ女性が働き、賃金は週給平均二グルテンである⁽⁸²⁾。この金額は、他の一般工場女子労働者の賃金とほぼ同額である。したがって、ユダヤ人組織の設立した工場でも、非ユダヤ人経営の一般工場でも賃金は同じく低かった。こうした悪条件にもかかわらず、職を求めてユダヤ女性が殺到し、就業できるのはそのごく一部であった。

一方、針子や婦人帽子デザイナーといった女性の仕事も、賃金は週給約二グルテンである。しかし、これらの職種

は見習期間が必要であるが、職業訓練を受ける施設がないため、たいいていの女性は親方のもとで「女中」として働きながら技術を習得する。したがって女中として酷使されるに依りて、それだけ質の低い技能しか身につかず、外国に移住した場合、就業の場を求めての競争にも耐えられず、劣悪な条件のもとで働くか、さもないと身をもち崩すことになる。また一般に女中は、一二―一四歳の子守り女中や、走り使い女中で月給一・五―二グルデン、より年輩で経験のある女中で月給三―五グルで雇われていた。⁽⁸⁴⁾

ガリツィアにはヒルシニ財団によつて設けられた家政学校が三校あり、卒業生は有能な女中となつたが、後輩女性を育成する指導者とはなりえなかつた。習学期間が二年と短いことと、女性の監督・指導者に欠けるためである。専門教育を受けた女性指導者の欠如は、さまざまな分野で不都合を引きおこしている。例えば、孤児院に隣接した家政教習施設や少女部門施設でも女性専門指導員に欠け、男性の指導下にあるため、正しい家政知識が習得できず、孤児院を卒業した少女達は幼稚園での子供の世話や保育、また家政婦や看護婦といった女性特有の職業につくことはなく、すべてが針子や装身具製造女工あるいは一般的な女工となつて悲惨な労働状況に入つてゆくのである。こうした指導の問題と並んでさらに、何ら正しい情報の得られないことがガリツィア・ユダヤ女性を窮状に落ちこませている。例えば、ガリツィアのユダヤ人少女が看護婦になりたいと希望しても、どこで、どのようにして看護教育を受けることができるのか見当がつかない。ドイツにある「イスラエル看護婦フェアイン」についても全く知られていない。したがつてまず、ガリツィアで推薦された女性がドイツに派遣され、ユダヤ看護婦養成施設、孤児院そして家政学校などで研修を受け、再びガリツィアにもどり実践活動をするという交流を持つべきである。こうして近代的な新しい知識がガリツィアに広まれば、既存の古い教育制度や施設の改革も可能になるにちがいない。⁽⁸⁵⁾

ガリツィア・ユダヤ人の近代教育の普及には、ヒルシニ財団が大きな役割を果たした。古いユダヤ教の学校「ヘデ

ル「Cheder」⁽⁸⁶⁾とは違って、各種ヒルシユ学校は民族啓蒙と教化のための模範的な作用を及ぼし、ユダヤ民衆の要求に的確な方法で応じ、近代的な民族教育の最高の理念を実現してきた。イスラエル民族学校や幼稚園をはじめ各種学校、さらに土曜学校や夜間学校を設け、現存する社会でユダヤ人が生きていくための力を授けた。一九〇一年のヒルシユ財団報告によると、この財団はガリツィアに三一の夜間学校を開校し、一六〇〇人以上のユダヤ人若者がこれらの学校で学んだ。しかし、女性のための夜間学校や土曜学校は全くなかった。⁽⁸⁷⁾

したがって、女性のための夜間家政学校の開設が急務である。この学校は有能な有職女性の輩出を目的とするだけでなく、国民経済的観点から若い女性の家政経済的教育をも課題とする。なお夜間学校設立の困難なところでは女性クラブを設け、そこで読み書きを習い、繕いや手仕事を実習し、図書室を利用し、さらには音楽や講演を聞く機会を持ち、徐々に夜間学校に拡大してゆくのが望ましい。また、他国への移住を希望する女性のためにも学校を開設すべきである。そこで移住国の言葉、地理そして生活条件を習熟し、同時に家事や針仕事の知識および技術を身につけ、清潔と身体衛生の基礎知識を学んだ後に、「移住フェアイン」がこうした課程を終えた女性に、移住と就職の世話をする。こうした段階をふめば、人身売買問題や売春問題に効果的な影響をもたらすにちがいない、とラビノヴィツチは報告を結んでいる。⁽⁸⁸⁾

最後に、ガリツィアに広く浸透しているハスイディズムとツイオニズムを厳しく批判しているパッペンハイムの見解をみておく。

ハスイディズムの教えに従うものは、宗教と道徳律の精神を形式や決り文句に結びつけているため、副次的な多くの事柄にとらわれすぎ、ユダヤ教の教義の本質を悟ることができなくなっている。この無自覚な儀典への固執が、律法の詭弁をうみ、正義と不正義との間の厳格な境界線を消し、一民族の存立を脅す道德的危機をまねいている。運命的

な神への信頼は無気力と怠惰をうみ、道義的で善良であらうとする力を呼び起し高めるような敬虔さを育てることはできない。したがってハスディズムの推進者であるラビは、⁽³⁹⁾現実に起っている問題に目を向けようとしないのである。

また、ガリツィアでは多くのツィオニストが多方面で活やくしている。このツィオニストたちが主張するように、もしユダヤ民族が一つの国を持つなら、それは確かにすばらしいことである。しかし、これらツィオニストは悪しき建設者である。なぜなら、基礎土台のないまま上空高く空中楼阁を築こうとしているからである。しかも指導者たちは、将来のユダヤ国家の無任所大臣をすでに夢みている。そしてまだ実現しない独自の国にこだわりすぎ、現実の民族教育をおろそかにしている。ツィオニストが社会主義を範とし学んだ唯一の長所は、目的に向けて女性との協力を実行していることである。女性の役割の重要性を認めている。しかしツィオニストの女性たちは、女性独自の問題が存在することを、またその解決のための運動が必要であることも認めていない。さらに彼女たちは、労働の価値と至福について若者を啓発し、子供や病人の世話の実践を教示することもなく、またユダヤ人が現実に直面している道徳的生活と健康について、結核の危険性とその対策についての啓蒙運動もおこなっていない。そもそも道徳問題を運動のプログラムにさえおいていない⁽⁴⁰⁾と現実認識の稀薄さを糾弾している。

以上二人のガリツィアにおけるユダヤ人の全般的状況と女性の立場についての分析と提言、および批判をみてきたが、女性は、博愛主義者の活動が唯一実を結んだ教育面での恩恵にあずかることもなく、劣悪な条件下での就業にくことさえも困難をきわめた。農業国で生きながら農民にはなれず、数少ない産業にも就労の場を見出せなかった東方のユダヤ人は、影のように生きる「空気人間」と言われたが、よく目をこらしてみると、その中にも男女差が見えてくる。この男女差はますます明確な形となって、社会に本質的な問題を提起する。とくに、ガリツィアの調査旅行

を終えたパッペンハイムは女性の救援活動のために、女性の組織が必要であることを強く意識する。

ここでまず英国、ドイツでの売春問題と女性の見解および運動、そして女子人身売買問題との関連を概観しておく。

四、売春闘争と女子人身売買問題

一九世紀後半のヨーロッパで、売買春は著しく目立つ社会現象となり、同時に社会問題となって論争と運動を引きおこした。売買春にみられる男女のあり方は、まさに男女の社会的立場を反映しているのであり、女性は自らの存在の不安定さと危機を讀みとっていた。この売買春をめぐる闘争の過程で、国際的規模の女子人身売買の事実が暴露され、売春のもう一つの側面が問題となる。売春と女子人身売買とは同根の二現象であるが、まずはより直接的な売春をめぐる闘争が始まった。

売春闘争の先鋒に立った英国では、一八六四年に伝染病条令が議會で通過した。この条令は、一七の守備隊駐屯都市で、売春婦の嫌疑をかけられた女性を地域警察の売春婦リストに登録させ、定期的に性病の強制検診を受けさせ、病気に感染しているものを強制的に特別の病院に収容することを義務づけ、性病の監視体制を強化したものである。しかも、一方では性病に感染させなければ売春行為を認めながら、他方では性病蔓延の防疫線を売春婦の側にのみ引いた立法措置である。

一八六九年、この制度をさらに拡大すべきであるとする提案が出されたとき、J・バトラー⁽⁴⁾は立ち上った。長期にわたって売春婦救済活動にたずさわった経験をもつバトラーは、売春婦の取締廃止を求めて、この伝染病条令の破棄を勝ちとる運動を一七年間にわたって展開することになる。バトラーは倫理、医学の両面からの次のような攻撃を開

始した。

国家が、男性の性的欲求の充足を売春規制によって安全に保障するかぎり、民衆的徳性を高めることは不可能である。しかも売春の規制によって国家は、自らの手で女性に商品としての烙印を押し、女性の尊厳を冒し、さらに女性の人権に干渉を加え、法の前の平等の原則をも侵しているのである。それにもかかわらず男性には、女性の犠牲の上にも無制限の自由を享受する権利を許している。そして罰則を加えるのは、犠牲者である女性に対してである。年齢的にも教育水準をみても、また社会的立場や影響力という点からも圧倒的優位に立っている男性の不正を、国家が保障することは社会正義にもとるだけではなく、そもそも非論理的である。男女に複数の道徳、二重規範があるのではなく、男女に一つの同じ道徳律が存在するのみである。

また、医学衛生の観点からもこの規制制度は意味をもたない。なぜなら登録している公認売春婦はごく一部であり、その他大多数の何ら規制をうけない男女の性病感染者は何の障害もなく感染を広める結果となっている。とくに、ほとんどの売春婦は慢性的に病んでいるながらも、生存を維持するためにこのなりわいを続けなければならない。他方、病んでいる男たちは、新しく性病に感染した娼婦をさらに作り出していた。規制によって取り除くことのできない悪循環が支配していることを認めなければならない。

売春規制に対しこのように反論した。バトラーであるが、彼女はこの規制の廃止を唯一の目的としていたのではなく、公・私両面にわたる生活領域で、民衆道徳のより高い発展を目ざして運動を進めていた。したがって一八七五年には、ヨーロッパ各国の類似法令に反対する闘争に参加している人びとの結集を呼びかけ、「国際娼婦論者連合 I A A」⁽⁴⁸⁾を結成した。この組織は当局の規制に反対し、売春の市場となつていく売春宿、娼家の根絶を目ざすと同時に、社会的道徳のあり方について世間一般の意識の覚醒に尽力した。以後、I A A に結集したメンバーを「廃止論者」と

呼び、規制の必要性を主張する「規制論者」と区別した。

しかし、バトラーの言う男女同一の道徳律や民衆道徳とは、とりもなおさず現存市民社会の掲げる夫婦の性モラルや市民的徳目を意味しているのであり、結果的には売春問題をうみ出した市民的道徳規範の擁護にほかならないことをここで指摘しておかなければならない。それでもなお、あらゆる防害と困難を経験したバトラーの運動は、売春という問題の性質上、女性参政権獲得運動や女子教育拡張運動にたずさわっていた英国フェミニストたちの公式の協力を得ることはできなかったが、しかし一七七年間にわたる社会運動はまさに「大聖戦」の後、一八八六年に伝染病条令の撤廃を勝ち取った。

こうした国際的な売春闘争の過程で女子人身売買の事実が明らかにになった。一八八五年、「国際娼婦論者連合 I A A」会議がアントワープで開催され、この会議で二人の男性メンバーが、女子人身売買の実態についての衝撃的な暴露⁽⁴⁴⁾をおこなった。これを契機に、女子人身売買の諸事実がヨーロッパをはじめアメリカにまで広がった。折しもポグロムで追われたユダヤ人が多数西ヨーロッパに移動していた。こうした脈絡の中でロンドンのユダヤ人は、いち早く「婦女子および児童保護のためのユダヤ人連合」⁽⁴⁵⁾を一八八五年に設けていたのである。一方、J・バトラーや救世軍の活動がもたらした売春と女子人身売買にかんする事実の公表は、ヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国に単なるセンセーションをまき起しただけではなく、「白人奴隷売買 White Slave Traffic 闘争のための国際代表者会議」⁽⁴⁶⁾が組織され、一八九九年にロンドンでその第一回会議が開催され、国際協力の基礎を築いた。ロンドン会議の決議にしたがって各国に、人身売買闘争に取りくむ国民委員会が設けられた。ドイツでも「女子人身売買闘争ドイツ国民委員会」が成立し、国際協力のもとに共同の行動をとることになる。つぎに、目をドイツに移してみよう。

宗教団体、主に福音派とカトリックの諸団体がおこなっている道徳・風紀活動とは異なり、フェミニストの視点か

らJ・バトラーに賛同し、活動にのり出した女性がドイツにも現われた。G・ギョウム・シヤック⁽⁴⁷⁾である。彼女のまわりに集った勇氣と情熱をもった女性たちは、英国のバトラーの道德運動をドイツでも広めるために、ドイツ支部を設けたが、当時の社会主義者鎮圧法や結社法に抵触しないようにその名称を「ドイツ文化同盟」とカムフラージュして、ギョウム・シヤックの郷里シュレジエンのポイテンに本拠をおいた。そして売春規制にさいしての二重道德に反対し、風紀警察による売春婦規制の廃止を訴えた。一八八三年にはベルリンとハノーファーに支部を設け、国会への請願をも実施し、風紀警察による規制制度の廃止ならびに、警察の恣意的な強制権に売春問題を委ねるのではなく、通常の裁判手続きに引き渡すようにと要請した。さらに、文化大臣、裁判長のもとへも陳情団を派遣した。続いて内務大臣プットカムマーにも請願書を送り、帝国刑法の規制は女性の最も貧しい階層に鋭い目を向けているため、売春婦の嫌疑をかけられた女性は屈辱的な取り調べによってのみ自己の無罪を証明することができるという耐えがたい事実を報告した。性差別が存在するだけでなく、法の前の平等がすでに単なる理念にすぎず、法の前には具体的に階級差があることを指摘しているのである。

しかし、妨害と無関心がたえず運動の行手を阻んだ。売春反対の講演会では言葉じりをとらえて、無礼な狼藉を働いたとして中止を命ぜられ訴えられた。さらに男性の無関心に絶望した彼女は、唯一の支援をたのみとして社会民主党と連帯したが、社会主義者鎮圧法にふれ、弾圧をうけ、小人数の運動は挫折を余儀なくされた。ギョウム・シヤックは活動を中止し、一八八五年の秋に英国へ移住することになる。⁽⁴⁸⁾

一九世紀末の工業化と都市化が急調化する過程で、売買春はドイツでも事実大きな社会問題となった。目に見えない隠れた世界の出来事であった売買春は、いまや可視的な大衆的現象となった。ベルリンの売春婦の数も一八七一年の約一万五〇〇〇人から、世紀末にはほぼ五万人に増加している。これら売春婦の六〇%からが、ベルリンで「女

中」として働いた経験を持つ女性である。⁽⁴⁹⁾ こうした女性たちは、近代の家父長的秩序の支配下でのあのお上品ぶったブルジョアの夫婦モラルの裏側の世界で生きた。この世界に広く世間の注目を集めたのが、一八九一年の売春婦仲介人夫婦ハインツェを相手取っての殺人事件の裁判である。この事件は結果的に、性犯罪に対する刑法をより一層厳しくする引き金となった。

ギョウムロシヤックを失って後、彼女に続く女性たちは長く現われなかったが、再び女性の間で売春問題が議論されるのは、一八九五年のドイツ女性団体連合 BDF の総会である。H・ビーバーローム⁽⁵⁰⁾が、道徳問題の視点から売春問題を総会に提起した。つぎに彼女の見解をみるが、本稿ではドイツ女性運動内部の確執には立ち入らず、運動にたずさわった女性たちの売春に対する態度と見解を取りあげ、その特徴をみることにする。

ビーバーロームの考えは、J・バトラーやギョウムロシヤックとは異なり、売春を全面的に悪であるとみなし、刑罰に値する犯罪とみている。社会にとって危険である売春を法で取り締り、その存在を根絶しなければならぬと主張する彼女は、一八九五年個人的にベルリン警察署長に請願書を提出し、警察にコントロールされた売春宿⁽⁵¹⁾の廃止、外国人売春婦の国外追放、初犯者を含めてすべての売春婦の一二年の禁固刑、さらに刑務所内に売春婦更生部門を設けるようにと要請した。⁽⁵²⁾ これは、法的告発と投獄の宣告とによって売春を鎮圧しようとするもので、「福音派風紀フェアイン」の指導者である牧師、L・ヴェーバー⁽⁵³⁾と見解を同じくするものである。

こうした売春婦に対する法的罰則の主張は、社会が女と男に課した道徳の規準を正当化するものである。これに対し、J・バトラーの見解をつぐ廃娼論者は、売春婦に対する国家規制を個人の自由を侵す犯罪行為だとみなしていた。すなわち国家は何より個人の自決権を尊重しなければならず、この自決権にもとづく自己改善こそが道徳向上の鍵となるのであり、国家の干渉政策はむしろこれを損うものであると主張し、個人の自由と自己決定を侵害する国家

の干渉を耐えがたい暴力行為だとみなした。⁽⁵⁴⁾

この見解に立つ廃娼論者は、一八九八年に売春の取締をより厳しくする計画が中央政府で論議されたのを契機に、女性運動内部で急速に増え、売春と道徳問題は公的議論の前面に現われるようになる。BDFは国民集会を開き一般民衆に呼びかけ、大きな反響を呼び、また一八九九年にはBDFの委員長であるM・シュツリットが⁽⁵⁵⁾ロンドンでJ・パトラーと会い、大いに影響をうけ、BDF内の廃娼論者の立場を強めた。さらに、英国で結成された「国際廃娼論者連合 IAA」のドイツ支部をハンブルクとベルリンに設けた。そして、ハンブルクでは、L・G・ハイマンが⁽⁵⁶⁾ベルリンでは、A・パブリッツが支部長となり売春闘争を展開した。加速力を得たIAA派は、一九〇二年のBDFの総会でビーバー・ボームたちを圧倒し主導権を握り、国家規制のあり方に大きな打撃を与えるかに思えた。しかし、国家警察はIAA派の運動が道徳運動の範囲を超え、社会的危機をまねきかねないことを危惧し、BDF総会后に、一九〇七年の終りまでIAA派の公けの催し、集会を禁止する通達を出した。盛り上った売春闘争は国家権力の手でくじかれたのであるが、警察のコントロールで売春宿を経営していたハンブルクでは、ハイマンを中心に熾烈な闘争が、売春宿経営者を相手取っての訴訟まで起し展開されたが、錯綜した法的解釈の混乱の中でこれも敗れる。何ら改革は生まれず、ハイマンはドイツのパトラーにはなりえなかった。ドイツの女性たちの売春闘争は、幅広い社会運動を展開できず、むしろ求心的に先鋭化する中で敗れた。これは女性だけの問題ではなく、ドイツ社会そのものの問題でもあろう。

こうした女性の売春闘争に対し、女子人身売春闘争は「ドイツ国民委員会」を中心に、男性が運動のイニシアティブをとっていた。すなわち廃娼論の女性が男女の二重道徳を糾弾し、売春宿の廃絶をもって売春の需給を断とうとし、売春宿の閉鎖がないかぎり人身売買闘争は意味がないとみていたのに対し、人身売買闘争にたずさわった男性

は、警察との協力のもとで女子人身売買仲介業者を逮捕し、若い女性の犠牲を防ぎ、売春の供給源を断とうとした。しかし、その動機が広がりにおいて決定的な相違があった。つまり、警察による売春婦の処罰・取締を国家による個人生活への干渉であるとしなしていた女性たちは、個人的モラルティに国家が介入することに抵抗し、近代市民社会が確立した個人の自由と自決権を楯に、これを犯す国家に敵対し対峙した。一方男性は、国家の政治体制にもとづき警察権を行使し、社会秩序の維持に努めた。

しかし、ユダヤ人には敵対する国家も、後楯となる国家もなかった。したがってユダヤ人委員会を中心に、慈善・福祉活動の諸団体が協力し、ドイツ委員会と緊密な関係を保ち、国際会議にも代表を送り運動を進めた。一八九九年のロンドン国際会議にも代表を送り、国際競争の一環を担い、駅や港湾でのパトロールを実施し若い一人旅の女性に忠告や助言を与えた。また、ドイツ委員会の「女子人身売買闘争ドイツ国民会議」にも参加し、ユダヤ人の活動を報告し、情報を提供した。すなわち、女性向けの多言語の警告文を作成し駅、旅館、カフェーなどに配った。この警告文には、女子人身売買仲介業者の特徴を書き、女性の注意をうながす文と共に各都市の救済所の住所をも書き込んだ。またユダヤ人仲介業者の様相やその方法についてもドイツ・ユダヤ人が知るすべての情報をドイツ委員会に報告した。そして、ガリツィアの悲惨な状況下で、少女たちが悪徳仲介業者の罠にかかるのを防ぐため各国の、各宗派の、またあらゆる人びとの援助を訴えた。⁽⁵⁶⁾

一方、女子人身売買闘争を進めるドイツ・ユダヤ人には深刻なジレンマがあった。極度の貧しさと、居住国からの排除や移住を余儀なくされた状況下で、人身売買システムに陥るユダヤ女性を救うために、あらゆる協力と連帯をはかったが、しかし人身売買に占めるユダヤ女性の数の増加と、多数のユダヤ人仲介業者の存在が明るみに出るとつれて、高まりつつあった反ユダヤ主義の風潮に恰好の材料を与えることとなった。この反ユダヤ主義の潮流に棹さすこ

とを恐れたドイツ・ユダヤ人社会の男性エスタブリッシュメントは、この問題から徐々に手を引いてしまう。この態度に反して、パッペンハイムは危機に立つユダヤ女性を救うことなくしてユダヤ人の存続はありえないと確信し、女性独自の組織「ユダヤ女性連合 JFB」の結成へと向う。その成立と運動をつぎにみる。

五、「ユダヤ女性連合 JFB」と女子人身売買闘争

(一) ユダヤ女性連合

ユダヤ女性の女子人身売買問題に直面したB・パッペンハイムにとって、女性組織の結成は緊急の課題となっていた。これに拍車をかけたのが、一九〇四年のベルリン国際女性会議である。国際会議の特徴として、民族の特有性をきわだたせる発言が多く、臨席していたユダヤ女性は大いに刺激をうけた。各国の代表者は、それぞれ自国のかかえる問題や活動状況について報告した。こうした報告は、ユダヤ人解放後の工業化・都市化と、それに伴う新しい社会展開の中で生きるドイツ・ユダヤ女性が日常生活で無意識のうちに感じていた危険性や心理的抑制を明確に意識化させることとなった。そして、ユダヤ人としてのアイデンティティを認識させ、ユダヤ人社会内部での連帯強化の必要を認めさせる結果ともなった。しかも、長く続いたドイツの経済的不況のもとで、反ユダヤ感情は「人種論」の形をとりつつあった一方で、ユダヤ人社会でも非婚の母や私生児の増加、また性病の蔓延や家庭の崩壊といった現象が目立った。福祉活動に参加していた女性たちは、こうした事実をユダヤ人社会内部の問題として深刻に受けとめていた。

一九〇四年六月一日、「ドイツ・イスラエル女性連合」が結成された。この名称は後に短く、「ユダヤ女性連合 JFB」と変る。福祉・慈善活動にたずさわる四二の諸団体の上部組織としてのJFBの成立は、ユダヤ女性の活動

に統一的な形態を与えることとなる。委員長にB・パッペンハイムがつき、中心的メンバーに、S・ベルナー、H・マイ、O・シーネバルト、H・カミンスキーたちがいる。⁶⁹⁾まずJFB構成員の特徴と目的からみることにしよう。

JFBの構成員は、主に社会の中・上層に属するドイツ・ユダヤ人の主婦や娘たちであり、彼女らは、普及しだした電気・ガス家庭用品をいち早く取り入れ、時間的余裕をもって市民的生活を享受する一方で、さらに精神的な充足を求めて福祉活動に参加していた。これは、ドイツの中・上層市民の女性とほぼ同じ形態であるが、ただユダヤ人の場合、出生率はドイツ人よりすでに低く、子供は二人という制度が定着しつつあり、しかも婚姻率はドイツ女性のそれより高く、さらに妻が主婦として家庭にとどまる割合も高かった。⁶⁹⁾また、JFBの会員には自らを自由主義者と自認するものが多く、ユダヤ教正統派や東欧出身の女性はみられない。メンバーの中には有職者や独身者もいたが、あくまで少数派であった。JFBは、より多くの有職女性を組織に取りこもうと努力したが成功しなかった。有職女性にとつては、ドイツ女性団体連合傘下の職業フェアインか、あるいは労働組合に加入する方が好都合であった。

つぎにJFBの組織規約をみると、まず第一条では、ユダヤ女性と子供の利益を代表する組織であると規定している。第二条では、社会全般の利益およびユダヤ人の共同生活の強化を目ざし、具体的には社会的救援活動、教育活動、ユダヤ女性の就業促進と労働状況の改善のための活動、道徳の高揚と女子人身売買に対する闘争をおこなうとしている。そして第三条で、ユダヤ女性全体の利益を追求するために意見交換を活発にするが、各フェアインの自律性を認め干渉しないこと。さらに政治的、宗教的な問題に対する党派性を排除することを規定している。⁶⁹⁾

したがってユダヤ女性連合は、政治的中立を守り、ユダヤ女性の社会的立場の改善をはかり、女子人身売買問題に取りくむことを主要な目的としている。しかし現実的な活動は、ドイツ市民としてのユダヤ女性の立場改善ではなく、東方ユダヤ女性のための救援活動が中心であった。すなわち、社会問題となっているガリツィア・ユダヤ女性の

人身売買問題がユダヤ女性運動の主要課題であった。この問題に取りくんだJFB委員長B・パッペンハイムの活動を追いながら女子人身売買問題をみることにする。

(二) 女子人身売買問題とB・パッペンハイム

JFBは、女子人身売買に反対するブナイ・ブリスの組織的な活動を継続し拡張していこうとした。したがって、最初はユダヤ男性組織と共同で活動した。しかしJFBは、男性活動家が示したような控え目な態度で活動するのではなく、また性の問題については沈黙を守る伝統的な態度も拒否し、女子人身売買問題の本質にせまり、ユダヤゲマインデを啓発する運動をも展開しはじめた。一方、ブナイ・ブリスの「女子人身売買闘争ユダヤ人委員会」は、女子売買問題に深入りすることで、反ユダヤ主義者に弾薬を与える結果になることを恐れ、次第にこの問題を取りあげなくなり、JFBに対しても運動の自制を呼びかけた。そして、ドイツ国民委員会の会議にもはや定期的には出席しなくなる。男性のこうした態度をパッペンハイムは、もしユダヤ人がこの犯罪行為に立ち向って戦わないなら、共犯者としての罪を犯すことになるであろうと批難したが、しかし現実的な活動はJFBが担うことになる。そしてJFBもブナイ・ブリスのユダヤ人委員会と同じように、ドイツ国民委員会やキリスト教諸団体との共闘方針をとった。この共闘によって、何よりも反ユダヤ主義を阻止し、さらに警察当局にもより大きな影響力を持つことができることを期待していた。したがってユダヤ人による女子売買の事実をもやはり積極的に公表し、情報を交換しつつ運動を進めた。

「ユダヤ女性連合」結成後のB・パッペンハイムは女子人身売買問題にますます運動を集中していく。一九〇四年のドイツ国民委員会会議に参加し、売春防止のための女子教育の必要性について述べ、さらに女子人身売買につい

て、少女たちへの警告を学校当局、宗教団体、プロイセン政府や他の諸政府に要請した。⁽⁸²⁾ 一九〇六年にはロシアの一月大ボグロムに襲われた地域を数ヶ月にわたってまわったパッペンハイムは一一九人のボグロム孤児をドイツにつれ帰った。さらに翌年一九〇七年には、プロイセン結社法の法網をくぐって、この大ボグロムの記念集会に参加した。⁽⁸³⁾ また、この年フランクフルトで第二回ユダヤ女性連合代表者会が開催された。この会議には、八七のJFB傘下のフェアインの代表者、フランクフルトユダヤ人社会の男性エリートたち、専門学者、教育関係者、商人などが出席し、ホールは立錐の余地もないほど盛会であった。JFB委員長パッペンハイムは、「道德問題」と題した冒頭の基調報告で次のように述べた。

ユダヤ人私生児の数が増え、多数のユダヤ女性が職業売春婦となり、世界のすべての売春宿にユダヤ女性がいる。女子人身売買の仲介業者も、商品である女性も、その大部分がユダヤ人である。われわれの民族をおびやかす道德的墮落の原因は、ゲットーが解消し多くのユダヤ人が新しい世界に慣れていないためばかりではなく、また住宅事情や就業の困難だけでもない。わが民族の道義の衰退は、一三歳の少年がもつ権利を成年女性もたないユダヤ人社会のあり方、すなわちユダヤ人社会では女性の諸権利が剝奪されていることにある。ガリツィア・ユダヤ女性の間を広まっている売春・人身売買は、まさに女性の諸権利が奪われていることに起因している。したがって、まずはユダヤ人社会における女性の立場の改善が急務である。女性を妻、母としてのみ認めるユダヤ教は、女性を個人としてでもなく、また人格としてでもなく、単に「性」的な存在にすぎないとみているのである。⁽⁸⁴⁾

この報告はユダヤ人社会内部に混乱を引きおこした。フランクフルトの正統派ラビ、ホロヴィッツはユダヤ教に対する誹謗だとして彼女を公然と糾弾した。⁽⁸⁵⁾ しかしパッペンハイムは、ユダヤ人社会の男女のあり方について各方面の関心を惹起したこの会議を、ユダヤ女性史の画期的な出来事として評価している。さらにこの一九〇七年は記念すべ

き年となった。JFBはフランクフルト郊外、ノイ・イーゼンブルクに女子人身売買闘争の活動の一環として、非行の烙印を押され危難にさらされた若い女性の養育・更生ホームを設け、そのホーム長にパッペンハイムがついた。パッペンハイムの思想と行動の集約の場となったこのホームの概要をみておこう。

(三) ノイ・イーゼンブルクホーム

ノイ・イーゼンブルクのホームは、ヘッセン大公の社交会のメンバーである裕福な女性博愛主義者の隔離された福祉施設という名目で、プロイセン警察の介入を封じると同時に、売春の嫌疑のある人物に対する警察の監視、取調、治療の権利などを規定した性病撲滅のための法律をたてにした追及をも逃れて、若い女性たちに新たにユダヤ人になるための再教育をおこなった。⁽⁸⁶⁾

B・パッペンハイムは非婚の母や私生児を軽蔑するユダヤの伝統に抵抗し、ユダヤ女性の更生力を信じると同時に、ユダヤ人ゲマインデの子供を一人でも失ってはならないとの考えから、正しい家族形成とユダヤ人社会の強化のための教育に重点をおいていた。家族生活の崩壊や緊密な家族関係の欠如こそが、文化的障害の原因であるとなし、ていたパッペンハイムは、このホームを施設としてよりむしろ大家族の住む家族的統一体として運営することを心がけた。したがって、ホームの住人に義務と喜びを併せもつ家族生活への理解と愛とあこがれを与えることがパッペンハイムの基本的な考えであった。また、教育手段としては労働を重視し、家屋内や庭での仕事、洗たく、裁縫室での仕事などを毎日義務づけて実行させた。その際、料理を手伝うものは栄養学の授業を受け、幼児の世話をするものは養育学の基礎を学び将来の自立の準備をした。⁽⁸⁷⁾

さらに、ユダヤ人の共同生活強化のために厳格な祭式にもとづいた教育を実施し、年齢や予備知識、出身地の異なる

る生徒にホーム独自の秩序に則して料理作法、宗教的規則、ユダヤ教の教え、祭や安息日の意味と儀式的約束事など、ユダヤ人の伝統と歴史を教えた。またパッペンハイムは、ユダヤ教が説く教えの意味と美しさを例を挙げて示し、十戒を独自の解釈で説明し、祭りや慣習やユダヤ人の義務についてホームの生徒に解りやすく話す努力をすると同時に、生徒のための祈り文句を作り、安息日の歌を作って歌わせた。また、ハヌカー（宮潔め祭）やプリム（くじ祭）には、パッペンハイムが作った戯曲を生徒が舞台上演した。しかし宗教の授業は年齢別、知識別に分け、ラビが担当し、後にはさらにユダヤ史、ユダヤ文学、ヘブライ語の授業が加わった。⁽⁶⁸⁾

健康面の管理には、一九〇九年から毎日医者がホームを訪れ、病人が出た場合はフランクフルト市内のユダヤ病院に引き渡された。また一九一〇年からは、ユダヤ人精神科医が定期的に診察をおこなった。これは、キリスト教文化とユダヤ教文化のはざままで神経症や精神病あるいは神経過敏に結びついた諸症状を示す生徒があり、文化的環境が教育上の問題となったためである。一方パッペンハイムはホームの教育的影響力を高めるため、ホームに住む生徒が、外部の民衆学校や職業学校での授業終了後、キリスト教徒の同級生の家で遊ぶことを禁じた。外部の学校への登校、下校にはホームの引率者が生徒に同行し、生徒たちは授業終了後ただちにホームへ帰り、ホームの先生のもとで宿題をすませ、ホーム内で遊ぶように定められた。生徒をユダヤ人に教育することがパッペンハイムの教育方針であり、ホームは一体となってこの方針を守ったが体罰は厳禁されていた。なお、このホームは私経営のユダヤ人孤児院が拒んだ売春婦の子供も、また嫡出子であろうと非嫡出子であろうと受け入れ同等に扱った。ただツイオニズム運動のような政治的影響をおよぼす活動は絶対に禁止されていた。⁽⁶⁹⁾

パッペンハイムにとって、教育施設は政治的、イデオロギー的教化のための場所ではなく、生徒が自らの能力を施展させるところであり、外部の何らかの理念に身を委ねるようなことはあつてはならなかった。とくに社会的に問題

のある若者が住む保護施設では、政治的志操は中庸であるべきだと考えられていた。そしてノイ・イーゼンブルクホームの教育的成果は、生徒がホームの保護のもとで規則だった生活を一年二年した後、ユダヤ人として外部の世界に組み入れられ生活を立てていくことができるかどうかで測られるのであり、その点このホームでは経済的自立のための職業教育をおこなっていたので、社会的統合は容易であったという。さらにこのホームを出た生徒は、JFBの救助活動網を通して助言や職場斡旋を受けることもできた。このホームの生徒数は一九〇八年に八人、一九一〇年に二四人、一九二八年には一五〇人を超え、こうして一九三七年までに一五〇〇人が巣立っていった。⁽⁷⁰⁾

(四) ユダヤ婚姻法の問題点

一九〇七年ユダヤ人社会に根本的な問題を提起したパッペンハイムは、一九〇八年ドイツ国民委員会の第六回ドイツ国民会議で冒頭にユダヤ人側の包括的な活動報告をおこなった。彼女はガリツィア、ロシア、ルーマニアのユダヤ人少女が人身売買によって、売春の世界市場で商品として扱われている事実を改めて指摘し、さらにルーマニアでは、ユダヤ人に対しては就業職種規制があるにもかかわらず、ホテルや娼家、また湯治施設の世話係や寄席演芸場などでユダヤ人少女を売春婦として雇うことを許し、ユダヤ人女子売買業者の暗躍をも黙認している事実、およびルーマニアにおけるユダヤ人児童の就学が、生徒数の一〇%までと制限されている点を指摘した。ついでガリツィアでの活動成果として幼稚園、孤児院が創設され、さらに衛生指導のためユダヤ人看護婦の派遣が実現したこと、また今後の運動目標として「中世的時代遅れ」のハスィディームに光を当てるため文化センターの設立計画を挙げている。最後に、ガリツィアの八都市に国際的・諸宗派共同の女子売買闘争のための委員会が設けられ、ビラヤポスターでの警告を実施し、国際網の一環を担うことになった経過を、東欧での視察の帰途、連絡・報告のためヴィーンに寄った

が、ヴィーンにあった人身売買闘争のための各種六委員会は、そのほとんどがすでに解消し二委員会のみが残っていたことを報告している。¹¹⁾

パッペンハイムの活やくとは対照的に、ドイツ語圏の女子人身売買闘争組織には風化現象が進行していた。

この年のドイツ国民会議では、ブナイ・ブリスユダヤ人委員会のマレツキーも報告をおこなった。彼は、女子売買や売春といった分野の仕事は女性に適しているゆえ、道徳問題の改善を含めて女子人身売買問題も女性の手に委ねられるべきであると述べた。その上でパッペンハイムの猷身的な活動を評価したが同時に、彼女はガリツィアについて暗い面を強調しすぎると批判する。そしてガリツィアではレース編み産業や既製服産業で女子就労者数が増加し、さらに学校や幼稚園が新設されたことを述べ、明るい展望を強調した。¹²⁾以後マレツキーはドイツ国民会議で個別ユダヤ人問題と女子人身売買については一言も述べなくなり、一般的な啓蒙運動についてや、外国での会議の報告について話すにとどめている。

一方、同じこの会議で、プレスラウの検察官が、オーバーシュレジエンでの女子人身売買の具体的な方法を公表した。彼はまず、女子売買にはほとんど例外なくユダヤ人が関与していることを指摘している。すなわち誘拐され売られ、取引されているのはユダヤ女性であり、誘拐し売り、取引しているのはユダヤ人業者であると。したがって、オーバーシュレジエンのプロイセン裁判所に持ち込まれた事件は、どれもが同じ手口で、一致した特徴を示していると述べ、ポイテン地方検察庁の報告を公表した。

南米の娼家に女性を仲介しているポーランド・ユダヤ人仲介業者がポーランドへ行き、当地のユダヤ商人の仲介で一人のユダヤ人少女、あるいはその両親と知りあう。仲介業者は少女にアメリカでのすばらしい生活ぶりを話し、絹の肌着や装飾品をトランクから取り出し少女に贈り、少女との結婚を約束する。こうして少女は両親の同意を得て、

あるいは得ないでも仲介者についてアメリカへ行くことを決心する。ロシアで大量に出まわっている偽のパスポートを利用し、仲介業者、商人をして少女が状況に応じて一緒に、あるいは一人で徒歩か鉄道で国境を越えカトヴィッツに向う。そこには逗留所が設けてある。カトヴィッツから鉄道でブレーメンかハンブルク、あるいはアントワープへ赴き、船で南米、たいていはブエノス・アイレスへと向う。⁽⁷⁸⁾

こうした偽装結婚の他に、若い女性を連れ去る方法は、外国での保母、女中、家政婦の職を斡旋するという職場仲介を装って売春宿に送りこむ場合、若い非婚の母の窮状につけこみ、墮胎を引きうける助産婦を紹介するとして連れ去る場合、また歌手・踊子からなる芸術団編成と称してプロモーターに外国へ連れ出される場合などがあつた。⁽⁷⁹⁾しかし、結婚を手段に若い女性を連れ去る例がきわだつて多く、しかも後をたたなかつた。結婚という陥穽があつた。とくにユダヤ教では伝統的に、妻であり、母である女性以外の女性を社会的存在としては認めていなかつた。しかもユダヤ教には、キリスト教の尼僧への道に相応するものもなく、また教育の機会や経済的自立の道も鎖され、依存を余儀なくされたユダヤ女性にとって、生存への唯一の希望は結婚である。しかしユダヤ法にもとづいた婚姻制度には多くの問題があつた。この基本的な問題点をみておく。

ユダヤ法では婚姻契約に相当するものを「ケトゥバー」と呼び、これは結婚にさいして、新郎と男性二人の証人が署名すれば成立するものであり、結婚した男女はケトゥバーなしに同棲することは許されない。また離婚の場合は、妻の方から夫を離縁することはできず、離婚は夫の特権である。しかし離婚にさいし、夫は妻に「ゲット」と呼ばれる離縁状を手渡さなければならない。ゲットなくして女性の再婚は認められない。したがって夫が行方不明になり、しかも死亡の証拠がない場合、妻は「アグナー」と呼ばれ、夫の死亡確認の証拠が手に入るまで結婚している女性とみなされ、再婚は許されなかつた。⁽⁸⁰⁾ユダヤ人社会のこうした結婚・離婚のあり方が女性の生存を容易におびやかし、

人身売買業者に活動の余地を与えることとなっていた。ケトゥバーを簡単に作り、結婚の体裁をとって女性を連れ出した夫が、実は人身売買業者であったという例が続出したが、この偽装結婚をくい止める決定的な手立はなかった。しかも、革命前のロシアのように戸籍役場での婚姻は全くなく、宗教上の婚姻のみが法的効力をもったところは言うにおよばず、戸籍役場で婚姻が結ばれたところでも、これに続いてユダヤ教の婚姻・離婚の手續がおこなわれなければ、正式のものとはみなされなかった。⁽⁶⁾ 東欧、中近東に住む大多数のユダヤ女性が、こうしたユダヤ法のもとでくらししていた。パッペンハイムも、この愚かなユダヤ法が毎年何千人ものユダヤ女性を破滅させていると嘆いている。⁽⁷⁾

アグナー法は一八八〇年以後、とくに多くの災を引きおこした。ポグロム、経済的危機、紛争そして迫害は家族の離散をまねき、またユダヤ男性に家族を見捨てることを余儀なくさせた場合も多かった。取り残された女性は離縁状ゲットを手に入れるすべもないまま、再婚もできずアグナーとして路頭に迷うのである。ゲットなくしての再婚は重婚の禁令を犯すことになる。このような隘路に追い込まれたユダヤ女性にとって、売春は生きる権利と同じ意味をもっていた。ここに人身売買業者が暗躍し、偽ゲットを女性に与えて偽装結婚をするか、または偽造のゲットだけを売りつける商売をするか、あるいは働き口の斡旋を装って娼家に連れていくのである。こうした事態に対しJFBは、ユダヤ女性の無力な立場を作り出している婚姻法を改めるようラビたちに働きかけると同時に、戸籍役場での婚姻締結を促進するように要請もした。しかし改善の動きはみられず、第一次世界大戦後にはより深刻な事態を引きおこすこととなる。

六、女子人身売買闘争とユダヤ人国際会議

女子人身売買闘争に集中してゆくパッペンハイムの活動は、ますます国際的となる。一九〇九年には、ルーマニア

で大きな社会問題となっているユダヤ女性の売春と人身売買にかんする請願書を、ルーマニア女王エリーザベト宛に作成したパッペンハイムは、謁見を許され請願書を直接女王に手渡し、女王からルーマニア・ユダヤ人の立場改善の約束を得た。また同年六月にはカナダのトロントへ国際女性会議に招かれ、ユダヤ人女子人身売買の実態を報告し、ひき続いてニューヨークでのユダヤ女性連合国際会議に参加し、ユダヤ人売春婦の八〇%は誘拐され諸都市へ売買されてきたという調査報告をおこない、アメリカ・ユダヤ人の理解と支援を訴えた。⁽⁷⁸⁾

一九一〇年は女子人身売買闘争に取り組んでいるユダヤ人にとって画期的な年であった。世界各国のユダヤ人組織の代表がロンドンに集まり、女子人身売買闘争ユダヤ人国際会議を開催した。この会議にドイツから出席したドイツ・ユダヤ人委員会のマレツキーとJFBのパッペンハイムの報告内容をみる。

まず会議では英国代表者から売春・人身売買にかかわったユダヤ人関係の統計概要が報告された。ロンドン警視庁の当局者から提供された統計として、警察裁判所に告訴された各国籍別刑事被告人リストの「ロシア人・ルーマニア人」の数値を取りあげている。ロシア人ないしルーマニア人が風紀・道徳問題に関係して告訴されたものは、一九〇三―八年の六年間に七四四人であり、そのうち七〇三人が有罪判決を受けた。これらのロシア人・ルーマニア人のほとんどがユダヤ人であることは疑念の余地がないと報告者は述べている。報告者は他国籍者の数値を挙げていないので比較できないが、おそらく高い数値を示していたものと思われる。ついで、ロンドンに寄せられたブエノス・アイレス委員会の報告を公表している。すなわちブエノス・アイレスには一九〇九年末、一九九軒の公娼宿が登録されていたが、そのうち一〇二軒はユダヤ人が経営していた。一九〇三年には四二軒の公娼宿があり、そのうち三九軒がユダヤ人による経営であったが、その間の増加は著しい。また、一九九軒の公娼宿には五三七人の売春婦がいた。そのうちユダヤ女性性は二六五人である。さらにフランス当局の調査より、フランスでの人身売買業者の七五%がユダヤ人で

あることが判明したと報告している。⁽⁹⁾

ユダヤ女性は、まさに世界を駆けめぐっていた。ブラジルをはじめとする南米諸国、ヨハネスブルク、アレクサン
ドリア、カイロ、コンスタンティノープルといった諸都市では、ユダヤ人売春婦とユダヤ人人身売買業者が著しく目
立つ存在となっていた。とくにコンスタンティノープルでは、何の罪の意識もなく、堂々と売春と女性をめぐる取
引業務がおこなわれ、人身売買業者たちは独自のシナゴグさえ持っている。こうした事態は、ダマスカスでは一層
はなはだしいと、述べている。

引き続きマレッキーが報告に立ち、人身売買業者とユダヤ人の関与についての数字を挙げている。

ドイツ委員会とドイツ・ユダヤ人委員会は総数八七三人の女子人身売買業者を数えている。まずドイツには一八二
人の人身売買業者がいる、そのうち一九人がユダヤ人である。オーストリアには一〇一人業者がいるが、六五人がユ
ダヤ人であり、ガリツィアには三九人の業者がいるが、そのうち三八人がユダヤ人である。ハンガリーでは一〇五人
のうち六八人がユダヤ人であり、ロシアでは一二四人の業者のうち一〇四人がユダヤ人である。ユダヤ人の数はわか
らないが、ワルシャワに二人、オデッサに一人を数え、そして南米モンテビデオとリオ・デ・ジャネイロに九
三人、このうち八〇人はユダヤ人である。またフランスでは宗派が明記されていないため確かな数値を得るのは困難
であり、大部分をユダヤ人とみることができないと述べ、一二七人の業者のうちユダヤ人は三四人としているが、英
国代表者の挙げた七五％とは大きく隔たっている。さらにルーマニアの二八人に続いてオランダ、英国、ベルギーな
どが列挙されているが、ユダヤ人の数は解っていない。⁽¹⁰⁾ また、こうした業者の中にはユダヤ女性も多かったことを強
調している。そしてマレッキーは、この種の統計を全く正確に把握することは困難であることも指摘している。

マレッキーの統計上の報告に対しパッペンハイムは、八七三人という数はあまりにも少なすぎると述べ、最も馬鹿

な業者か運の悪い業者のみが逮捕されたのであり、はるかに多くの業者は暗躍し続けていると言った。そして正確な統計数が手に入らないのは、当局や警察が真剣に事態に取りくんではないからであり、どの都市でも、業者や売春婦の数を事実通りに教えてくれたところはなく、こうした当局や警察の態度が、人身売買闘争にたずさわる人たちが協議し、決議したことを実行する際の妨げとなっている、と指摘している。しかしその数値そのものを問題にしているのではなく、今まで目の届かなかった地方都市での実態の把握が必要となっていて、ことから当局や警察の態度を批難していた。なぜなら、人身売買の実態は従来のように大都市だけではなく、むしろ地方都市、小都市や地方の港で活ばつ化していたからである。したがって地方で小業者を摘発し、その系列をたどり、いまや大組織網を形成しているトップの大業者を摘発することを意図していた。こうしてパッペンハイムは視点を小都市や地方の港に向ける新しい方向性を提案した。⁽⁸⁴⁾

さらにパッペンハイムは基調報告で女性と家族について述べている。

彼女はまず、ユダヤ人をめぐる売春と人身売買問題に対し、ユダヤ人社会のトップに立つ博愛主義者たちの蒙昧な無関心を批判した。彼らは情報を信用せず、実態の指摘をユダヤ人に対する中傷誹謗だとみなし、事実を直視しようとしな⁽⁸⁵⁾い。財産を持ち、ある種の特権を享受している彼ら富裕なユダヤ人は、ユダヤ人の恥辱となるような要素をゲマインデから一掃しようとは考えないで、事業と享樂のみを追い求めている。この無関心と浅薄な人生観とが、いわゆるユダヤ知識人階級の人びとを女子人身売買業者の共犯者にしてしまっていると論難している。この男性エスタブリッシュメントの態度に対し、女性たちの態度は対照的である。ユダヤ女性の恥辱に関心と理解を示し、積極的に闘争に参加していることは、数こそ少ないが唯一の救いとなっている旨を強調した。

女性こそが道徳的勇氣を持ち、苦境にある女性を助け守り、援助する意志と理解を持ち合わせている。したがって

キリスト教徒の女性たちも男性の助力を得て、いたる所で女性救援活動をおこない、さらにカトリック、プロテスタント両宗派のキリスト教女性保護組織の結成にまで至っている。さらに各国家は自国の少女を守るための保護活動を実施している。ところがラビたちは、世界的周知の事実をしかと見ず、目を閉じている。ロシア、ルーマニア、ギリシアの危機にさらされているユダヤ人少女たちが、国家的保護もなくさらに居住国での反ユダヤ主義的風潮により生存が脅かされ、売春へと余儀なくされているという事実にはユダヤ人が責任をもつて対処しないなら、人身売買市場からキリスト教の少女たちは引きあげ、それに代ってユダヤ人少女がより多くの需要を満たすといった恥辱を経験しなければならぬであろうと警告している。⁽⁸⁾ パッペンハイムの警告はユダヤ人家族にも向けられている。

ロシア、ルーマニア、ギリシアのユダヤ人の経済的貧困が、売春と女子人身売買問題の主な原因として挙げられてきた。しかし、精神的貧困と家族生活の崩壊が、この問題のより重要な要因である。しかもこの要因の根源にはユダヤ人の女性観、すなわち女性を単なる性的存在として劣等視する考えがあり、これが男女の二重道徳を容認し女性の人権を無視し、女性を商品にまで引き下げてしまっている。したがって、ユダヤ人の要塞であるはずの家族生活の清浄さは侵食され崩壊している。その上、若者の間にみられる自由の濫用、両親の權威の失墜、キリスト教社会の悪習の感化が家族の崩壊をさらに促進させている。いまや、国家や民族のエレメントである家族、この「家族の番人」としての女性はどこにもいなくなった。しかし本来女性の人格的価値は妻・母としての役割の遂行にある。しかし社会的状況は以前とは変化しているので、女性が家族の番人であるための形態と手段も変らなければならないが、儀式律法の実行、家を清浄に保つこと、そして道徳律を遵守し家と家族をより高い目的へと発展させるという女性の役割と責任に変わりはない。女性こそが子供、少年少女の教育者であり、知恵と練達でもって生活上の経験を活かさなければならぬ、⁽⁹⁾ という女性観を述べている。

したがってパッペンハイムは、女性の人格を認めることをまず主張し、ついで人格をもった女性は、家族という枠組の中で自己実現を果たし、さらにはより高い目標、ユダヤ教の世界を実現することであると考えている。かつてパッペンハイムは、ユダヤ人社会が女性を妻・母としてのみ認めていると批判したが、それは道具的存在としての機能だけをみて女性の人格を認めようとしなかったことへの批判であったことが解る。この役割分担思考はパッペンハイムがその思想に共鳴したドイツの女子教育推進者、H・ランゲの女性¹¹母性¹²教育者のシェーマと重なるものである。

さらにパッペンハイムは、ユダヤ女性と人身売買問題について、売春問題に取りくまずして人身売買闘争などありえないとみていた。しかも売春闘争は「娼婦論者」たちが主張したように娼家・売春宿の廃止運動につながる。またマレツキーも、売春宿が女子人身売買の市場となつてゐること、そして人身売買の根を絶つには売春宿の廃絶以外ないことを認めている。二人が認めているようにユダヤ女性と女子人身売買をめぐる問題は、売春と売春宿制度の問題であり、きわめて政治性の高い課題である。この課題を排除した中庸の福祉活動と家族の強化でもって、どこまで答えることができるのかが問われなければならない。しかも他方でパッペンハイムは、反ユダヤ主義への回答としてのツイオニズム運動を、その政治性ゆゑに批難している。

しかし、B・パッペンハイムの「シジフォスの活動」はさらに続くのである。一九一一年にわたり、実態把握のための視察と国際活動網の拡大のため、バルカン諸国とパレスチナおよび東欧へと出かける。そして第一次世界大戦中は、「すべて祖国のために」をスローガンにし、ドイツのために統後のまもりを固めた。出征兵の歓送会をノイ・イーゼンブルクのホームで催し、またホームの住人は裁縫奉仕で一〇〇着からの軍人マントを縫い、一〇〇個の頭巾を作った。さらにホームの建物を負傷兵の輸送仲継場所として提供した。^(註)

第一次世界大戦後の女子人身売買問題は国際連盟の指導下におかれる。第一次大戦以後については稿を改めて書くことにする。

むすびにかえて

ロシアでのポグロムを契機に広がったユダヤ人移住の波は、社会的に弱い立場にあったユダヤ女性を苛酷な状況に陥れた。したがってユダヤ人移動の広がりには同時に、ユダヤ女性の売春婦への広がりでもあった。

移動にさいして、最も多くドイツへ移住してきたガリツィア・ユダヤ人の実態は、経済・社会的階級状態と男女の格差の具体性を示してくれた。その上で女子人身売買問題の展開を追ったが、この人身売買問題は、売春闘争の中で明らかになった。そこで英国およびドイツでの売春闘争をふまえることで女性が提起した「性」の問題をみた。

一方ユダヤ女性の人身売買闘争は、ユダヤ人のかかえる問題ならびにユダヤ社会内部の男女の関係性に光を当てる結果となった。すなわち売春と女子人身売買に深く巻き込まれていた東のユダヤ女性は、「性」、「人種」、そして居住国での「階級性」に加えて、東のユダヤ人と西のユダヤ人というもう一つの「階級」によって規定され差別されていた歴史的事実が明確になった。この歴史的認識は女性史研究に、「性あるいはジェンダー」の視点からだけでは手に入れることのできなかった全体性把握への展望をもたらすものであると考えている。

註

(1) Bertha Pappenheim (一八五九—一九三六) は厳格なユダヤ教正統派の裕福な商人の家に三番目の娘としてウィーンで生まれた。両親は息子を期待していただけに大きな失望を感じていた。したがって四番目に生まれた息子への両親の執心はひととき大きかったと彼女は後に語っている。女子中等教育を終えた後、旺盛な知性を抑えたまま上層市民の娘としての退屈

な日々をレース編みに没頭してすごした。このレース編への関心は生涯続くことになる。二一歳の時、父親の死の床での看病中に意識の分裂を伴う激しい肉体的精神的障害に陥った。重症ヒステリーと診断され、一八八〇—一八八二年までウィーンの精神科医 J. Breuer のもとで催眠によるカタルシス療法を受けた。彼はこの病症例を S. Freud に話した。フロイトはこれを「Fr. Anna O.」の病例として公表した。しかし後にフロイトの伝記を書いた E. Jones が Anna O. は B・ハッペンハイムと同一人物であることを公けにしてしまった。多くの心理学者がヒステリーをわづらった女性がフェミニストになったことに特別の関心を示し、彼女のフェミニズムは以前の病気のもう一つの現象形態だとみなし、フェミニストとヒステリーを関連つけた文を書いた。とくに女性選挙権に反対していた反フェミニストはフェミニズムを自動的に精神病と同等視する見解を展開した。一方 J. Breuer はなく他の医者のもとで病を癒やしたハッペンハイムは母親と共に一八八八年フランクフルト・アム・マインに移り住み福祉活動を始めるのは本稿でみる通りであるが、生涯にわたって彼女は精神科医に不信感を持たず、若い女性の中に精神をわづらう者が出てくるとも精神科医には決して引き渡さなかった。Dora Edinger, *Bertha Pappenheim. Leben und Schriften*, Frankfurt/M. 1963, S. 9—28. Dies., *Bertha Pappenheim (1859—1936)* : A German-Jewish Feminist, in : *Jewish Social Studies* XX (1958) Nr. 3, pp. 180—186. Marion A. Kaplan, *Die jüdische Frauenbewegung in Deutschland. Organisation und Ziele des jüdischen Frauenbundes 1904—1938*, Hamburg 1981, S. 77—115. Bertha Badt-Strauss, *Jüdinnen*, Berlin 1937, S. 29—96. S. Freund u. J. Breuer, *Studien über Hysterie*, Frankfurt/M. 1970, S. 20—40. Ellen M. Jensen, *Streifzüge durch das Leben von Anna O./Bertha Pappenheim*, Frankfurt/M. 1984. Dies., Anna O. A Study of Her Later Life, in : *The Psychoanalytic Quarterly* Vol. 39 (1970), pp. 269—293. Henri F. Ellenberger, *The Story of "Anna O."* : A Critical Review with New Data, in : *Journal of the History of the Behavioral Sciences* Vol. 8 (1972) Nr. 3, pp. 267—279.

(2) カトリックの女性組織「Katholischer Deutscher Frauenbund」は一九〇三年に結成されたが女性の自己主張は全くみられず、BDFにも加入してはなかった。また一八九九年に結成された「Deutsch-Evangelischer Frauenbund」は女性選挙権に反対し、BDFには一九〇八年に加盟したが一九一八年に脱退した。

(3) Rita Thalmann, *Frausein im Dritten Reich*, Frankfurt/M. : Berlin 1987, S. 229. また一九四二年以後に殺られたドイツ・ユダヤ人の男女の比は、男二に対して女三に達した Gisela Book, *Zwangsterilisation im Nationalsozialismus. Studien zur Rassenpolitik und Frauenpolitik*, Opladen 1986, S. 370.

- (4) Esther Kreitmann, *Deborah. Narren tanzen in Ghetto*, Frankfurt/M. 2. Aufl. 1985. 初版はイディッシュ語で一九三六年ワルシャワで出た。ここで一九四六年彼女の息子によって英語版が出るが、ドイツ語訳は一九八四年に出た。
- (5) *Ibid.*, S. 6.
- (6) Monika Richarz (Hrsg.), *Jüdisches Leben in Deutschland. Selbstzeugnisse zur Sozialgeschichte*, Erster Band : 1780—1871, Zweiter Band : Kaiserreich, Dritter Band : 1918—1945, Stuttgart 1976—1982. なお東欧ユダヤ人についての日本での研究は野村真理「ドイツユダヤ人と東欧ユダヤ人問題」一九四一—一九三三(1)・(2)『金沢大学経済学部論集』十一巻一冊・二冊(一九九〇・一九九一年)がある。
- (7) Marion A. Kaplan, *a. a. O.*, この著書は彼女のドイツサテリシオン German Jewish Feminism : *The Jüdischer Frauenbund*. に手を加えてドイツ語訳したユダヤ女性運動の概説書であるが出典と内容に齟齬が多くあるのが残念である。
- (8) Jacob Segall, *Die jüdischen Frauenvereine in Deutschland*, in : *Zeitschrift für Demographie und Statistik der Juden*, 10 Jg. (1914) Nr. 1, S. 2—5, Nr. 2, S. 17—23.
- (9) Bnai B'rith は一八四三年にニューヨークで結成されたユダヤ男性の共済組織で、慈善・博愛・兄弟愛を最も高い徳目とした。一八八二年には「ドイツ帝国本部」が設けられ、後には男性の指導下に女性組織ができた。 *The Jewish Encyclopedia* Vol. III, New York and London 1903, pp. 275—277.
- (10) Magistrat der Stadt Neu-Isenburg (Hrsg.), *Das Heim des jüdischen Frauenbundes in Neu-Isenburg 1907 bis 1942*, Frankfurt/M. 1985, S. 9—11.
- (11) 一八九九年に戯曲「女権 Frauenrecht」をライプツィヒとドレスデンで出し、また同年にM・ウルストンクラフトの「女権の擁護」(一七九二)のドイツ語抄訳を出し、その他女性選挙権、女性の就業と教育に关する権利についての多くの評論や Paul Berthold の筆名で発表した。 Ellen M. Jensen, *Streifzüge... a. a. O.*, S. 199—209 Bibliographie.
- (12) S. Adler-Rudel, *Ostjuden in Deutschland 1880—1940. Zugleich eine Geschichte der Organisationen die sie betreten*, Tübingen 1959, S. 2.
- (13) ハンブルクの国外移住商社によると、ドイツ経由でアメリカへ移住したユダヤ人の数は一八八〇年に八〇〇〇人、一八八二年に三万一〇〇〇人、一八八七年に六万二〇〇〇人、一八九二年には一三万六〇〇〇人と最高となり、以後一九一四年まで毎年七万人から一〇万人余りが移住し、総計二七二万五〇〇〇人がヨーロッパを去った。ユダヤ人の大量移住のため、こ

の時期、ドイツの客船業界は隆盛を収めた。 *Ibid.*, S. 3ff.

(14) *Ibid.*, S. 4ff.

(15) 私的に交われた手紙からこうした事実が判明した。 *Ibid.*, S. 7—10.

(16) ムーン・ユダヤ人解放の過程は一七八一年に Christian W. Dohm がユダヤ人問題を取りあげて以来、公けの議論を呼び一八二二年の解放勅令に、一八七一年四月の帝国憲法で法的な同等の権利が実現し、社会的統合と利益社会での平等を形式的に整えた。

(17) *Ibid.*, S. 11.

(18) *Ibid.*, S. 22.

(19) Anna Pappritz, *Der Mädchenhandel und seine Bekämpfung*, Berlin 1924, S. II. Deutschen Nationalkomitee zu internationaler Bekämpfung des Mädchenhandels(Hrsg.), *Der "Mädchenhandel" und seine Bekämpfung. Denkschrift*, Berlin 1902, S. 11. Deutschen Nationalkomitee(Hrsg.), *Bericht über die 6. Deutsche Nationalkonferenz zu internationaler Bekämpfung des Mädchenhandels 1908*, Berlin 1908, S. 68.

(20) *Ibid.*, S. 103. A. Pappritz, *Der Mädchenhandel... a. a. O.*, S. 11.

(21) Deutschen Nationalkomitee zu internationaler Bekämpfung des Mädchenhandels(Hrsg.), *Der "Mädchenhandel"... a. a. O.*, S. 13.

(22) *Ibid.*, S. 4.

(23) *Ibid.*, この報告書は一八九九—一九〇二年までの情報と活動を扱っており、ドイツ国民委員会が出した最初のものである。

(24) Deutschen Nationalkomitee(Hrsg.), *Bericht II, a. a. O.* 1903, Berlin 1904, S. 36—41.

(25) B. Pappenheim u. Dr. S. Rabinowitsch, *Zur Lage der jüdischen Bevölkerung in Galizien. Reise-Eindrücke und Vorschläge zur Besserung der Verhältnisse*, Frankfurt/M. 1904.

(26) *Ibid.*, S. 68.

(27) Baron Hirsch 二 Schule 二 Baron Moritz von Hirsh (一八三一—一九六) により一八八九年に設けられた財団が建てた学校で、ガリツィア・ユダヤ人に近代的教育を実施した。この財団による各種学校の設立件数は第一次大戦前に四五校を数えた。またヒルシュ男爵はユダヤ人の定住促進をめざして一八九一年に「ユダヤ植民協会 JCA」を設け、本部をロンドン

とされた。 *Große jüdische National-Biographie von S. Wininger Dritter Band*, Krausreprint Nendeln/Liechtenstein 1979, S. 117ff.

(27) B. Pappenheim u. Dr. S. Rabinowitsch, *a. a. O.*, S. 72f.

(28) Sucher B. Weinryb, *Der Kampf um die Berufsumschiebung. Ein Ausschnitt aus der Geschichte der Juden in Deutschland*, Berlin 1936.

(29) B. Pappenheim u. Dr. S. Rabinowitsch, *a. a. O.*, S. 73f.

(30) *Ibid.*, S. 74.

(31) 一九世紀末ドイツで最も安い賃金の部類に属していた製紙工場の女子平均週給は、五・二〇マルクであった。これをグルテンに換算してみるとはほぼ七・九四グルテンになる。したがって週給一グルテンは極度に低い賃金であることが解る。

H. Lange u. G. Bäumer, *Die gegenwärtige Lage der Frauenarbeit in Deutschland*, in: Dies. (Hrsg.), *Handbuch der Frauenbewegung IV*, Teil, Berlin 1902, S. 194. *Mayers Enzyklopädisches Lexikon* Bd. 11, Mannheim · Wien · Zürich 1981.

(32) B. Pappenheim u. Dr. S. Rabinowitsch, *a. a. O.*, S. 76.

(33) しかし男子ユダヤ人のためには手工業学校や見習い作業場がヒルシュ財団やJCAにより設立されており、有能な職人を輩出し、職人の一部はアメリカで、他の一部はウィーンでより職場を得て成功していた。 *Ibid.*, S. 77—80.

(34) *Ibid.*, S. 82—85.

(35) 「ヘデル」とはヘブライ語で「部屋」を意味し、四歳から預かる寺小屋式の小学校であり、聖書、祈り、ヘブライ語、四則計算、ユダヤ教道徳の基本を教えた。また母親が働いている間子供を預り監督する託児所の役割も果たしたが、体罰は何らめずらしいことではなく、子供にとっては苦痛の場所であった。とくにガリツィアではヘブライ語、トーラー、タルムードの勉強が中心で、施設の衛生状況もよくなかった。一方ヒルシュ学校ではヘブライ語、ポーランド語、ドイツ語を教え近代教育のカリキュラムを実行していたので生徒に光と空気をもたらしたといわれた。しかしこのヒルシュ初等学校には少年のみ通い、少女は公立の民衆学校に通った。さらにツイオニストによる改革ヘデルができ、近代教育および学校保健の促進と実践、すなわち日常語の読み書き、唱歌、体操などを取り入れ規則的な授業を実施し、授業時間の短縮もはかった。しかし授業料が高く、生徒数を限定する結果となった。 *Ibid.*, S. 12—16, 86ff. Heiko Haumann, *Geschichte der Ostjuden*,

München 1990, S. 128f.

(37) B. Pappenheim u. Dr. S. Rabinowitsch, *a. a. O.*, S. 39.

(38) *Ibid.*, S. 93—98.

(39) *Ibid.*, S. 41f.

(40) *Ibid.*, S. 43ff. しかし、ラビンウッチの報告によると、スターニスラウにツィオニストの少女フェアアインがあり、土曜学校および夜間学校を開き無料で女性に授業をおこなっていた。 *Ibid.*, S. 93.

(41) Josephine Butler (一八二八—一九〇六) はイングランド最北部ノーサンバランド州に生まれ、一八五二年 George Butler と結婚。女子教育運動に尽力し、また長く売春婦救済活動に従事した敬虔なクリスチャンであった。伝染病条令撤廃のため果敢な闘争を展開し廢娼論の世界的先駆者となった。L. Hay-Cooper, *Josephine Butler and her Work for Social Purposes*, London 1922.

(42) J. Butler, *Zur Geschichte eines großen Kreuzzuges. Persönliche Erinnerungen von J. E. Butler*, Dresden 1904, S. 14—185. これは原著 J. Butler, *Personal Reminiscences of a Great Crusad*, 第二版(一八九八年)のドイツ語全訳である。A. Papritz, Die abolitionistische Föderation, in: Dies (Hrsg.), *Einführung in das Studium der Prostitutionsfrage*, Leipzig 1919, S. 222. A. Papritz, Die Teilnahme der Frauen an der Sitlichkeitsbewegung, in: H. Lange u. G. Bäumer (Hrsg.), *a. a. O.*, II, Teil, S. 161—164.

(43) 「International Abolitionist Association」

(44) ヘルメルガゼット紙の編集長 W. T. Stead は一八八五年女子人身売買に関する暴露記事「現代のバビロンの少女の賣物」の連載を始めた。これは後に各国語に訳され、世界的センセーションを巻き起した。やる気があれば三〇ポンド以下で一日のうちに九人の少女を容易に買うことができるとの状況を暴露した。A. Papritz, Die abolitionistische... *a. a. O.*, in: Dies. (Hrsg.), *Einführung...* *a. a. O.*, S. 249. バンクス夫妻著、河村貞枝訳『ヴィクトリア時代の女性たち』フロンティアと家族計画』創文社、昭和五五年、一二七頁。

(45) 「Jewish Association for the Protection of Girls, Women and Children」

(46) 「International Convention for the Suppression of the White Slave Traffic」この会議はその後が各国の持ち回りで開催された。

- (47) Gertrud Guillaume-Schack (一八四五—一九〇三)は伯爵の娘としてオーバシュレジエンに生まれた。一八九九年のロンドン会議では壇上に立ち情熱的な演説をおこなったが、英国への亡命移住後はF. Engelsを取りまく亡命者仲間の間で正当に評価されることもなく、エンゲルスは彼女を女アナキストと誹謗し、彼女の活動を「ブルジョアジーのお遊び」だとペーペルに書を送っている。孤独な晩年をすごした。H. Gebhardt u. U. Wischermann (Hrsg.), *Die Staatsbürgerin, München u. a. 1988*, (Originalgetreuer Nachdruck der ersten Arbeiterinnenzeitschrift Deutschlands, Offenbach a. M. 1886) S. 37.
- (48) A. Pappritz, *Die abolitionistische... a. a. O.*, S. 223f. A. Pappritz, *Die Teilnahme... a. a. O.*, S. 164—172.
- (49) 拙稿「ドイツ帝政期における女子就業労働の社会的位相「女中」の実態を中心に」『文化史学』第四三号(一九八七)、六三—八〇頁参照。
- (50) Hanna Bieber-Böhm (一八五一—一九一〇)は道徳・風紀運動に取り組みのはとくに女性の義務であるといまなっていた。(51) 売春規制にはKasernierungとBordellierungと呼ばれる二つの方法があり、前者は警察が一定の地域や住居に売春婦を集めるが、取締りはあくまで売春婦個人を相手におこなう。しかし後者はハンブルクとマインツで実施されていた規制方法で、売春婦を大規模な組織された売春宿に集め、売春宿の主人・経営者を通して売春を規制した。これを国家警察にコントロールされた売春宿と呼んだ。Richard J. Evans, *The Feminist Movement in Germany 1894—1933*, London Beverly Hills 1976, pp. 55f. Barbara Greven-Aschoff, *Die bürgerliche Frauenbewegung in Deutschland 1894—1933*, Göttingen 1981, S. 79f.
- (52) A. Pappritz, *Die Teilnahme... a. a. O.*, S. 174ff.
- (53) Ludwig Weber (一八四六—一九二二)はもろに一八九九年に結成された「Deutsch-Evangelischer Frauenbund」の指導者でもあった。この女性組織はBDFの中で最右翼を占めた。また彼は反ユダヤ主義のラフコーグ、Adolf Stöckerと緊密な連携を深らした。R. J. Evans, *a. a. O.*, S. 49, 195. B. Greven-Aschoff, *a. a. O.*, S. 79.
- (54) A. Pappritz, *Die abolitionistische... a. a. O.*, S. 225f. R. J. Evans, *a. a. O.*, S. 43.
- (55) Marie Stritt (一八五五—一九二八)は一八九四年に最初の「女性のための権利保護フェアイン」をドレスデンに設け女権のために活動した。一八九九—一九二〇年の間BDFの議長であった。
- (56) Lyda Gustava Heymann (一八六八—一九四三)はハンブルクの豊かな商人の娘として生まれ、父親の死後莫大な遺産を

受けつぎ、女性運動、廃娼運動につき込んだ。一八九六年の国際女性会議でラディカルフェミニスト A. Augspurg と知り合い生涯を共にすることになる。

(57) A. Pappritz (一八六一—一九三九) はベルリンの廃娼運動の中心人物。その行動は用心深く実的であり、ハンブルクのラディカルで非妥協的な運動とは対照的であった。女子人身売買闘争ドイツ国民委員会の会議にも出席していた。

(58) トイツ・ユダヤ人委員会の Dr. Marecki が報告した。Deutschen Nationalkomitee (Hrsg.), a. a. O., 1902, S. 16—21.

(59) Sidonie Werner (一八六〇—一九三二) はハッペンハイムに賛同した最初の女性で JFB の書記をつとめた。ハッペンハイムの片腕となって活動した。職業は教師である。Henriette May (一八六一—一九二八) も書記をつとめたが、彼女は特にユダヤ女性教師の失業率の高いのを緩和するためベルリンに救援組織とホームを設けた。Otilie Schönwald (一八八三—一九五六) はナツィ時代に JFB の委員長をつとめた。彼女は古里ボフェムでの BDF 傘下の女権擁護組織のメンバーであった。一九三九年にトイツを去った。Hannah Kaminski (一八七九—一九四二) 年強制収容所に送られる途中に死亡) は幼稚園の保育士であり、ハッペンハイムとは母娘のやうな間柄で共に女子人身売買闘争で活やくした。JFB の第二世代の代表者である。その他のメンバーについては M. Kaplan, a. a. O., S. 141—152 参照。

(60) Erich Rosenthal, Trends of the Jewish Population in Germany 1910—1939, in: *Jewish Social Studies* Bd. VI (1944), p. 267, 270, 248.

(61) Siddy Wronsky, Zur Soziologie der jüdischen Frauenbewegung in Deutschland, in: *Jahrbuch für jüdische Geschichte und Literatur*, Bd. 28 (1927), S. 90f.

(62) Deutschen Nationalkomitee (Hrsg.), a. a. O., 1904, S. 113, 118.

(63) つれ帰った孤児のうち一人をロンドンで Charcot 侯爵に預けられた。だがこのハウスをモデルとして後に「イ・イーゼンブルクホーム」が設立された。Frankfurter Israelitisches Familienblatt, Nr. 39 (11. Okto. 1907) Beilage, S. 9. Magistrat der Stadt Neu-Isenburg (Hrsg.), a. a. O., S. 26, 37. 上記の二〇人を含め帰った子供たち。

(64) Frankfurter Israelitisches Familienblatt, Nr. 39 (11. Okto. 1907), S. 2.

(65) *Ibid.*, Beilage, S. 9f.

(66) Magistrat der Stadt Neu-Isenburg (Hrsg.), a. a. O., S. 28.

(67) *Ibid.*, S. 39—42. Ellen M. Jensen, *Streifzüge...* a. a. O., S. 82—93.

- (69) *Ibid.*, S. 87—91. Magistrat der Stadt Neu-Isenburg (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 40f.
- (69) *Ibid.*, S. 44—48.
- (70) *Ibid.*, S. 49. 一九三〇年初頭のこのホームの住人の四〇%が私生児で、住人の三分の一が東方ユダヤ人であった。
Ibid., S. 64.
- (71) Deutschen Nationalkomitee (Hrsg.), *a. a. O.* 1908, S. 4—13.
- (72) *Ibid.*, S. 67—71.
- (73) *Ibid.*, S. 101ff.
- (74) A. Pappritz, *Der Mädchenhandel... a. a. O.*, S. 4f.
- (75) アラン・ウンターマン著、石川耕一郎・市川裕訳『ユダヤ人 その信仰と生活』、筑摩書房、一九八三年、二二七—三〇頁。Jacob Neusner (edited), *Studies in Judaism in Late Antiquity*, Vol. 33 : *A History of The Mishnaic Law of Women*, Part 5 : The Mishnaic System of Women, Leiden 1980, S. 151—235.
- (76) *Official Report of the Jewish International Conference on the Suppression of the Traffic in Girls and Women*, April 1910, in London, London 1910, S. 124.
- (77) B. Pappenheim, *Sisyphus-Arbeit. Reisebriefe aus den Jahren 1911 und 1912*, Leipzig 1924, S. 53.
- (78) Israelitisches Familienblatt (Hamburg), Nr. 31 (5. Aug. 1909), S. 11. 本報上の同様のコメントはマサチオヤミンのネットワーク大学で「Anna O.」について講演した。E. M. Jensen, *Streifzüge... a. a. O.*, S. 114.
- (79) *Official Report... a. a. O.* 1910, S. 29—37.
- (80) *Ibid.*, S. 38—44.
- (81) *Ibid.*, S. 44ff.
- (82) 一九一〇年一月一日の *Allgemeine Zeitung des Judentums* (Berlin) に三ページにわたって女子人身売買とユダヤ人の関与についての論説がある。これを簡単に紹介しておく。「世間を騒がせている不愉快な裁判で被告席には女子人身売買仲介業者として訴えられたユダヤ人がある。彼らはロシア、オーストリア、ポーランドの国籍保持者である。そしてユダヤ人は人身売買業者だという合唱が鳴り響いている。一人のユダヤ人が犯罪をおかすとすべての他のユダヤ人も共犯者だとする一般化には慣らされている。しかしドイツやオーストリアの裁判所で審理に持ち込まれた人身売買訴訟でユダヤ人と思

われる名前が目立っているのは実際悲しむべきことである。こうした事態はさらにいかかわしい読物に改作されて反ユダヤ主義の蔵書を形成してゆく。しかし残念なことに何ら統計がないのである。正確な人身売買業者の数がわからないまま恐ろしく多くのユダヤ人の名冊が挙げられている。その名前もあの悪意に満ちた権力者が百年以上も前に東方のユダヤ人に押しつけた奇妙で時には滑稽な名前である。私は聞わないつもりである。多くの悲しい経験を伝えることも断念する。地方にユダヤ人は住んでいないのに地方にユダヤ人業者が活躍しているという。むしろ地方では業者は警察と結託している例さえある。それはユダヤ人ではない。とくにガリツィアの人身売買業者がユダヤ人であることからこの商売はユダヤ的とされている。目を世界に向けてユダヤ的商売とは言えないはずだ。一部の地域だけを誇大しすぎている。私はもはやユダヤ人をめぐる人身売買問題について話をなごもりである。」 S. 529—531.

(88) *Official Report... a. a. O. 1910*, S. 145—152.

(84) *Ibid.*, S. 152ff.

(85) *Magistrat der Stadt Neu-Isenburg* (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 49f.